

るときは、警部一人及び警部補三人以内を更に置く。

二人、但し、巡査の定員を八で除した數(一未滿の端數はこれを切捨てる。以下これに同じ。)が三人又は三人を超えるときはその人員以内。

警察吏員の總數から巡査部長以上の定員を減じた人員以内。

二、人口五萬未滿の市

警視及び警部

警察署長に充てるものは警視とする。但し、人口三萬五千未滿の市ではこれを警部とすることができる。

警察署長を警部とする場合の外更に警部一人を置く。

警部補 五人以内

巡査部長 五人以内、但し、巡査の數を八で除した數が五人又は五人を超えるときはその人員以内。

警察吏員の總數から巡査部長以上の定員を減じた人員以内。

三、人口五萬以上の市

警視 一人警察署長に充てるものとする

警部 三人以内

警部補 十五人以内

巡査部長 二十人以内、但し、巡査の數を八で除した數が二十人又は二十人を超えるときはその人員以内。

警察吏員の總數から巡査部長以上の定員を減じた人員以内。

四、市町村警察本部

一、人口二十五萬未滿の市町村

警視 一人、但し、これを置かないことができる。

警部 七人以内、但し、これを置かないことができる。

警部補 十五人以内

巡査部長 二十五人以内

巡査 三十五人以内

二、人口廿五萬以上五十萬未滿の市

警視 五人以内

警部 十人以内

警部補 三十人以内

巡査部長 五十人以内

巡査 七十人以内

三、人口五十萬以上百萬未滿の市

警視 十人以内

警部 二十五人以内

警部補 七十人以内

巡査部長 百二十人以内

巡査 二百五十人以内

四、大阪市

警視 二十五人以内

警部 七十人以内

警部補 二百人以内

巡査部長 三百五十人以内

巡査千人以内

五、特別區の連合する區域

警視 六十人以内

警部 百九十人以内

警部補 五百人以内

巡査部長 九百人以内

巡査 三千八百人以内

第三 地方自治法第二百八十四條の規定

に基き警察に關する一部事務組合は、本令の適用については、これを一市町村とみなす。

前項の場合に市と町村との一部事務組合はこれを一の市とみなすものとする。但し、その定員の總數は各市町村につき第一項の基準により算出した人員の合計數以内とする。

新法令集 第三集

輕犯罪法 警察法 警察法施行令

定價 金參拾圓

昭和二十三年六月五日 印刷  
昭和二十三年六月十日 發行

編輯人兼 發行所

東京都文京區丸山福山町十番地 一 星 野 完 城  
東京都千代田區霞ヶ關一ノ一番地 日本 辯 護 士 協 會  
電話銀座(57)二四六一番 振替東京一二五七〇番

印刷所

東京都千代田區西神田三ノ二七番地 光 巧 藝 印 刷 有 限 會 社

印刷人

東京都千代田區神田保町三ノ二五番地 株 式 會 社 技 報 堂

取次所

東京都千代田區西神田二ノ二七番地 自 由 出 版 株 式 會 社

新法今集

卷之三

一、德化

二、德化

三、德化

日本府署

# 新法令集

## 第4集

刑事訴訟法

民事訴訟法

行政事件<sub>訴訟</sub>特例法

商法

日本辯護士協會



新  
法  
令  
集  
(第四集)

刑 事 訴 訟 法  
民 事 訴 訟 法  
行 政 事 件 訴 訟 特 例 法  
商 法

日本辯護士協會發行

# 既刊

第一集 刑法 定價 參拾圓

第二集 民  
家事審判法 定價 四拾圓

家事審判法施行法

法 輕 犯 罪 法

第二集 警 察 法 定價 參拾圓

警察法施行令

送料(書留) 荷造費共各冊 參拾五圓

發行所 日本辯護士協會

## 目次

### 刑事訴訟法

#### 第一編 總則

第一章 裁判所の管轄	三
第二章 裁判所職員の除斥及び忌避	三
第三章 訴訟能力	六
第四章 辯護及び補佐	八
第五章 裁判	八
第六章 書類及び送達	二
第七章 期間	二
第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留	三
第九章 押収及び搜索	四
第十章 検証	三
第十一章 証人尋問	六
第十二章 鑑定	三〇
第十三章 通譯及び翻譯	三〇
第十四章 証拠保全	三三
第十五章 訴訟費用	三六
第二編 審	三七

- 第一章 捜査.....三〇
- 第二章 公訴.....三〇
- 第三章 公判.....三〇
  - 第一節 公判準備及び公判手続.....三〇
  - 第二節 証據.....三二
  - 第三節 公判の裁判.....三三
- 第三編 上訴.....六六
  - 第一章 通則.....六六
  - 第二章 控訴.....七二
  - 第三章 上告.....七六
  - 第四章 抗告.....七八
- 第四編 再審.....八一
- 第五編 非常上告.....八五
- 第六編 略式手続.....八六
- 第七編 裁判の執行.....八七
  - 民事訴訟法の一部を改正する法律.....九五
  - 民事訴訟用印紙法及商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律.....一二
  - 行政事件訴訟特例法.....二五
  - 商法の一部を改正する法律.....三三
  - 有限會社法等の一部を改正する法律.....三七

**刑事訴訟法を改正する法律**

# 刑事訴訟法

(昭和二十三年法律第百三十一號)  
(昭和二十三年七月十日公布)

## 第一編 總則

**第一條** この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用實現することを目的とする。

## 第一章 裁判所の管轄

**第二條** 裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。  
國外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。

**第三條** 事物管轄を異にする數個の事件が關連すると

きは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

高等裁判所の特別權限に屬する事件と他の事件とが關連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

**第四條** 事物管轄を異にする數個の關連事件が上級の裁判所に係屬する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄權を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。

**第五條** 數個の關連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係屬するときは、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に屬する事件を併せて審判することができる。

高等裁判所の特別權限に屬する事件が高等裁判所に係屬し、これと關連する事件が下級の裁判所に係屬するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に屬する事件を併せて審判することができる。

**第六條** 土地管轄を異にする數個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に屬する事件は、これを管轄することができない。

**第七條** 土地管轄を異にする數個の関連事件が同一裁判所に係屬する場合において、併せて審判することが必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができ。

**第八條** 數個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする數個の裁判所に係屬するときは、各裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができる。

**第十二條** 裁判所は、事實發見のため必要があるときは、管轄區域外で職務を行うことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

**第十三條** 訴訟手續は、管轄違の理由によつては、その効力を失わぬ。

**第十四條** 裁判所は管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事實發見のため必要な處分をすることができ。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

**第十五條** 檢察官は、左の場合には、關係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

- 一 裁判所の管轄區域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。
- 二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

**第九條** 數個の事件は、左の場合に関連するものとする。

- 一 一人が數罪を犯したとき。
- 二 數人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。
- 三 數人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人藏匿の罪、証憑湮滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通譯の罪及び贓物に關する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

**第十條** 同一事件が事物管轄を異にする數個の裁判所に係屬するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

上級の裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

**第十一條** 同一事件が事物管轄を同じくする數個の裁判所に係屬するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、檢察官又

**第十六條** 法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、檢事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

**第十七條** 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

- 一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないとき。
- 二 地方の民心、訴訟の狀況その他の事情により裁判の公平を維持することができない處があるとき。

前項各号の場合には、被告人も管轄移轉の請求をすることができ。

**第十八條** 犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する處があると認められる場合には、檢事総長は、最高裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

**第十九條** 裁判所は、適當と認めるときは、檢察官若しくは被告人の請求により又は職權で、決定を以



て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをする事ができない。移送の決定又は移送の請求を却下する決定に對しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができらる。

## 第二章 裁判所職員を除斥及び忌避

**第二十條** 裁判官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

- 一 裁判官が被害者であるとき。
- 二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。
- 三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

できない。

**第二十二條** 事件について請求又は陳述をした後は、不公平な裁判をする虞があることを理由として裁判官を忌避することはできない。但し、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後を生じたときは、この限りでない。

**第二十三條** 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所屬の裁判所が、決定をしなければならぬ。この場合においてその裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならぬ。

地方裁判所の一人の裁判官が忌避されたときはその裁判官所屬の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならぬ。但し、忌避された裁判官が忌避の申立を理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前二項の決定に關與すること

四 裁判官事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、辯護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について檢察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六條第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八條乃至第四百條、第四百十二條若しくは第四百十三條の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調に關與したとき。但し、受託裁判官として關與した場合は、この限りでない。

**第二十一條** 裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは檢察官又は被告人は、これを忌避することができる。辯護人は、被告人のため忌避の申立をすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

ができない。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならぬ。

**第二十四條** 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならぬ。この場合には、前條第三項の規定を適用しない。第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手續に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

**第二十五條** 忌避の申立を却下する決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第二十六條** この章の規定は、第二十條第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。決定は、裁判所書記所屬の裁判所がこれをしなければならぬ

い。但し第二十四條第一項の場合には、裁判所書記の附屬する受命裁判官が忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

### 第三章 訴訟能力

**第二十七條** 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。數人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

**第二十八條** 刑法第三十九條乃至第四十一條の規定を適用しない罪にあたる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

**第二十九條** 前二條の規定により被告人を代表し、又は代理する者が不在ときは、檢察官の請求により又は職權で、特別代理人を選任しなければならない。

可を得たときは、辯護士でない者を辯護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に辯護士の中から選任された辯護人がある場合に限り。

**第三十二條** 公訴の提起前にした辯護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。公訴の提起後における辯護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

**第三十三條** 被告人に數人の辯護人があるときは、裁判所の規則で、主任辯護人を定めなければならない。

**第三十四條** 前條の規定による主任辯護人の權限については、裁判所の規則の定めるところによる。

**第三十五條** 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の辯護人の數を制限することができる。但し、被告人の辯護人については、特別の事情のあるときに限る。

**第三十六條** 被告人が貧困その他の事由により辯護人

前二條の規定により被疑者を代表し、又は代理する者が不在の場合において、檢察官、司法警察員又は利害關係人の請求があつたときも、前項と同様である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又は代理して訴訟行為をする者ができるまで、その任務を行う。

### 第四章 辯護及び補佐

**第三十條** 被告人又は被疑者は、何時でも辯護人を選任することができる。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、獨立して辯護人を選任することができる。

**第三十一條** 辯護人は、辯護士の中からこれを選任しなければならない。簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許

を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため辯護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した辯護人がある場合は、この限りでない。

**第三十七條** 左の場合に被告人に辯護人が不在ときは、裁判所は、職權で辯護人を附することができる。

- 一 被告人が未成年者であるとき。
- 二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
- 三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。
- 四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。
- 五 その他必要と認めるとき。

**第三十八條** この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき辯護人は、辯護士の中からこれを選任しなければならない。

前項の規定により選任された辯護人は、旅費、日

當、宿泊料及び報酬を請求することができる。

**第三十九條** 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、辯護人又は辯護人を選任することができる者の依頼により辯護人とならうとする者（辯護士でない者にあつては、第三十一條第二項の許可があつた後に限る。）と立會人なくして接見し、又は書類若しくは物の受授をすることができる。

前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に關し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不當に制限するようなものであつてはならない。

### 第五章 裁判

**第四十三條** 判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭辯論に基いてこれをしなければならない。

決定又は命令は、口頭辯論に基いてこれをすることを要しない。

決定又は命令をするについて必要がある場合には、事實の取調をすることができる。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

**第四十四條** 裁判には、理由を附しなければならない。

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八條第二項の規定により異議の申立をすることができる決定について

**第四十條** 辯護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に關する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄寫することができる。但し、証拠物を謄寫するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

**第四十一條** 辯護人は、この法律に特別の定のある場合に限り、獨立して訴訟行為をすることができる。

**第四十二條** 被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。

補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

は、この限りでない。

**第四十五條** 判決以外の裁判は、判事補が一人でこれをするることができる。

**第四十六條** 被告人その他訴訟關係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

### 第六章 書類及送達

**第四十七條** 訴訟に關する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相當と認められる場合は、この限りでない。

**第四十八條** 公判期日における訴訟手續については、公判調書を作成しなければならない。

公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に關する重要な事項を記載しなければならない。

公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書は、この限りでない。

**第四十九條** 被告人に辯護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗讀を求めることができる。

**第五十條** 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、檢察官、被告人又は辯護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした檢察官、被告人又は辯護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。被告人及び辯護人の出頭なくして開廷した公判期日

の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は辯護人に前回の公判期日における審理に關する重要な事項を告げなければならない。

**第五十一條** 檢察官、被告人又は辯護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申し立てがあつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立は、遅くとも當該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならぬ。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理が出来た日から十四日以内にこれを行うことができる。

**第五十二條** 公判期日における訴訟手續で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

**第五十三條** 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を

閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は

裁判所若しくは檢察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。

辯論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟關係人又は閲覧につき正當な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手數料については、別に法律でこれを定める。

**第五十四條** 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟に關する法令の規定（公示送達に關する規定を除く。）を準用する。

## 第七章 期 間

**第五十五條** 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、曆に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、一月一日二日四日、十二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日として指定された日にあたるときは、これを期間に算入しない。但し、時効期間については、この限りでない。

**第五十六條** 法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行爲をすべき者の住居又は事務所所在地と裁判所又は檢察廳の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に對する上訴の提起期間には、これを適用しない。

## 第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留

### 引及び勾留

**第五十七條** 裁判所は、裁判所の規則で定める相當の猶豫期間を置いて、被告人を召喚することができ

**第五十八條** 裁判所は、左の場合には、被告人を勾引

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が、正當な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない虞があるとき。

**第五十九條** 勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内にこれを釋放しなければならぬ。但し、その時間内に勾留状が發せられたときは、この限りでない。

を告げこれに關する陳述を聞いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

**第六十二條** 被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を發してこれをしなければならぬ。

**第六十三條** 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正當な理由がなく出頭しないときは勾引状を發することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

**第六十四條** 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事實の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき監獄、有効期間及びその期間經過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならぬ旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判

**第六十條** 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相當な理由がある場合で、左の各號の一にあたるときは、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相當な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相當な理由があるとき。

勾留の期間は、公訴の提起があつた日から、一箇月とする。特に繼續の必要がある場合においては、具體的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九條第一號又は第三號乃至第五號にあたる場合を除いては、更新は一回に限るものとする。

五百圓以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

**第六十一條** 被告人の勾留は、被告人に對し被告事件

官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができ

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

**第六十五條** 召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に對し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する監獄にいる被告人に對しては、監獄官吏に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が監獄官吏から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

**第六十六條** 裁判所は、被告人の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を囑託する

ことができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉囑することができる。受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。囑託又は移送を受けた裁判官は、勾引狀を發しなればならない。

第六十四條の規定は、前項の勾引狀についてこれを準用する。この場合においては、勾引狀に囑託によつてこれを發する旨を記載しなければならぬ。

第六十七條 前條の場合には、囑託によつて勾引狀を發した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以内にその人違でないかどうかを取り調べなければならぬ。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、囑託によつて勾引狀を發した裁判官

は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八條 裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。被告人が正當な理由がなくこれに應じないときは、その場所に勾引することができる。この場合には、第五十九條の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九條 裁判長は、急速を要する場合には、第五十七條乃至第六十二條、第六十五條、第六十六條及び前條に規定する處分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十條 勾引狀又は勾留狀は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官

は、その執行を指揮することができる。

監獄にいる被告人に對して發せられた勾留狀は、檢察官の指揮によつて、監獄官吏がこれを執行する。

第七十一條 檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄區域外で、勾引狀を執行し、又はその地の檢察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができる。

第七十二條 被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、檢察長にその捜査及び勾引狀の執行を囑託することができる。

囑託を受けた檢察長は、その管内の檢察官に捜査及び勾引狀の執行の手續をさせなければならない。

第七十三條 勾引狀を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六條第四項の勾引狀については、これを發した裁判官に引致しなければならない。

勾留狀を執行するには、これを被告人に示した上、

できる限り速やかに且つ直接、指定された監獄に引致しなければならない。

勾引狀又は勾留狀を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に對し公訴事實の要旨及び令狀が發せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し令狀は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十四條 勾引狀又は勾留狀の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、假に最寄の監獄にこれを留置することができる。

第七十五條 勾引狀の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを監獄に留置することができる。

第七十六條 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に對し、公訴事實の要旨及び辯護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら辯護人を選任することができないときは辯護人の選任を

請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に辯護人があるときは、公訴事實の要旨を告げれば足りる。

前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記にこれをさせることができる。

第六十六條第四項の規定により勾引状を發した場合には、第一項の告知は、その勾引状を發した裁判官がこれをしなければならない。但し、裁判所書記にその告知をさせることができる。

第七十七條 逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に對し、辯護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら辯護人を選任することができないときは辯護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に辯護人があるときは、この限りでない。

第六十一條但書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、前項に規定する事項の外、公訴事實の要旨を

告げなければならない。但し、被告人に辯護人があるときは、公訴事實の要旨を告げれば足りる。前條第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

第七十八條 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長若しくはその代理者に辯護士又は辯護士會を指定して辯護人の選任を申し出ることができ。但し、被告人に辯護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した辯護士又は辯護士會にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の辯護士又は二以上の辯護士會を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の辯護士又は一の辯護士會にこれを通知すれば足りる。

第七十九條 被告人を勾留したときは、直ちに辯護人にその旨を通知しなければならない。被告人に辯護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配

偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十條 勾留されている被告人は、第三十九條第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができ。勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第八十一條 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相當な理由があるときは、檢察官の請求により又は職權で、勾留されている被告人と第三十九條第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を檢閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押さえることができ。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押さえることはできない。

第八十二條 勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。勾留されている被告人の辯護人、法定代理人、保佐

人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害關係人も、前項の請求をすることができる。

前二項の請求は、保釋、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三條 開示の手續は、公開の法廷でこれを行なければならぬ。

法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。被告人及びその辯護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病氣その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、辯護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四條 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。被告人及び辯護人並びにこれらの者以外の請求者

は、意見を述べることができる。檢察官も同様である。

**第八十五條** 開示の手續は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

**第八十六條** 同一の勾留について第八十二條の請求が二以上ある場合には、開示の手續は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、開示の手續が終つた後、決定でこれを却下しなければならぬ。

**第八十七條** 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、檢察官、勾留されている被告人若しくはその辯護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職權で、決定を以て勾留を取り消さなければならぬ。

**第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。**

**第八十八條** 勾留されている被告人又はその辯護人、

法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釋の請求をすることができる。  
第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

**第八十九條** 保釋の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。

- 一 被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。
- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
- 三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。
- 四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相當な理由があるとき。
- 五 被告人の氏名及び住居が判らないとき。

**第九十條** 裁判所は、適當と認めるときは、職權で保釋を許すことができる。

**第九十一條** 勾留による拘禁が不當に長くなつたとき

は、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職權で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釋を許さなければならない。

**第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。**

**第九十二條** 裁判所は、保釋を許す決定又は保釋の請求を却下する決定をするには、檢察官の意見を聽かなければならない。

**第九十三條** 保釋を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情狀、証據の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相當な金額でなければならない。

保釋を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適當と認める條件を附することができる。

**第九十四條** 保釋を許す決定は、保証金の納付があつ

た後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釋請求者でない者に保証金を納めるところを許すことができる。

裁判所は、有價証券又は裁判所の適當と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

**第九十五條** 裁判所は、適當と認めるときは、決定で、勾留されている被告人を親族、保護團體その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる。

**第九十六條** 被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相當な理由があるとき、召喚を受け正當な理由がなく出頭しないとき、又は住居の制限その他裁判所の定めた條件に違反したときは、裁判所は、決定で保釋又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

保釋を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を沒取することができる。



保釋された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正當な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、檢察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならぬ。

**第九十七條** 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留を取り消し、又は保釋若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならぬ。

上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

**第九十八條** 保釋若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、檢察事務官、司法警察職員又は監獄

前項の規定に該當しない郵便物又は電信に關する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものは、被告事件に關係があると認めらるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

前二項の規定による處分をしたときは、その旨を發信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

**第一百條** 被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

**第一百一條** 裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、搜索をすることができぬ。

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押收すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができぬ。

官吏は、檢察官の指揮により、勾留狀の謄本及び保釋若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならない。

### 第九章 押收及び搜索

**第九十九條** 裁判所は、必要があるときは、証據物又は没收すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができぬ。

**第一百條** 裁判所は、被告人から發し、又は被告人に對して發した郵便物又は電信に關する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

**第一百一條** 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は當該公務所から職務上の秘密に關するものであることを申し立てたときは、當該監督官廳の承諾がなければ、押收をすることはできない。但し、當該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

**第一百二條** 左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一號に掲げる者についてはその院、第二號に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押收をすることはできない。

一 衆議院若しくは參議院の議員又はその職にあつた者

二 内閣總理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、參議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

**第五條** 醫師、齒科醫師、助産婦、看護婦、辯護士、辯理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に關するものについては、押收を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押收の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

**第六條** 公判廷外における差押又は搜索は、差押狀又は搜索狀を發してこれをしなければならぬ。

**第七條** 差押狀又は搜索狀には、被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間經過後は執行に着手することができず令狀はこれを返還しなければならぬ旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長がこれに記名押印しなければならぬ。

れを示さなければならぬ。

**第十一條** 差押狀又は搜索狀の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な處分をすることができる。公判廷で差押又は搜索をする場合も、同様である。

前項の處分は、押收物についても、これをする事ができる。

**第十二條** 差押狀又は搜索狀の執行中は、何人に對しても、許可を得ないでその場所に入出することを禁止することができる。

前項の禁止に従わない者は、これを退去させ、又は執行が終るまでこれに看守者を附することができらる。

**第十三條** 檢察官、被告人又は辯護人は、差押狀又は搜索狀の執行に立ち會うことができる。但し、身體の拘束を受けている被告人は、この限りでない。差押狀又は搜索狀の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち會うこ

第六十四條第二項の規定は、前項の差押狀又は搜索狀についてこれを準用する。

**第八條** 差押狀又は搜索狀は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

裁判所は、差押狀又は搜索狀の執行に關し、その執行をする者に對し書面で適當と認める指示をすることができらる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十一條の規定は、差押狀又は搜索狀の執行についてこれを準用する。

**第九條** 檢察事務官又は裁判所書記は、差押狀又は搜索狀の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

**第十條** 差押狀又は搜索狀は、處分を受ける者にこ

とができる者に通知しなければならぬ。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち會わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押狀又は搜索狀の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち會わせることができる。

**第十四條** 公務所内で差押狀又は搜索狀の執行をするときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその處分に立ち會わせなければならぬ。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押狀又は搜索狀の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者をこれに立ち會わせなければならぬ。これらの者を立ち會わせることができなるときは、隣人又は地方公共團體の職員を立ち會わせなければならぬ。

**第十五條** 女子の身体について搜索狀の執行をする

場合には、成年の女子をこれに立ち會わせなければならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

**第十六條** 日出前、日没後には、令狀に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押狀又は搜索狀の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日没前に差押狀又は搜索狀の執行に着手したときは、日没後でも、その處分を繼續することができ

**第十七條** 左の場所で差押狀又は搜索狀の執行をするについては、前條第一項に規定する制限によることを要しない。

- 一 賭博、富くじ又は風俗を害する行爲に常用されるものと認められる場所
- 二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入するところができる場所。但し、公開した時間内に限

**第二十二條** 沒收することができ押收物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを賣却してその代價を保管することができ

**第二十三條** 押收物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならぬ。

押收物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができ

る。前二項の決定をするについては、檢察官及び被告人又は辯護人の意見を聽かなければならぬ。

**第二十四條** 押收した贖物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなきに限り、被告事件の終結を待たないで、檢察官及び被告人又は辯護人の意見を聽き、決定でこれを被害者に還付しなければならぬ。

前項の規定は、民事訴訟の手續に従い、利害關係人

る。

**第十八條** 差押狀又は搜索狀の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終るまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

**第十九條** 搜索をした場合において証拠物又は沒收すべきものがないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の證明書を交付しなければならぬ。

**第二十條** 押收をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならぬ。

**第二十一條** 運搬又は保管に不便な押收物については、看守者を置き、又は所有者その他の者にその承諾を得て、これを保管させることができる。

危険を生ずる虞がある押收物は、これを廢棄することができ

る。前二項の處分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押狀の執行をした者も、これをするることができる。

がその權利を主張することを妨げない。

**第二十五條** 押收又は搜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

受託裁判官は、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉囑することができる。

受託裁判官は、受託事項について權限を有しないときは、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官がする押收又は搜索については、裁判所がする押收又は搜索に關する規定を準用する。但し、第百條第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならぬ。

**第二十六條** 檢察事務官又は司法警察職員は、勾引狀又は勾留狀を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若し

くは船舶内に入り、被告人の捜索をすることができ  
る。この場合には、捜索状は、これを必要としな  
い。

**第二百二十七條** 第十一條、第十二條、第十四條  
及び第十八條の規定は、前條の規定により檢察事  
務官又は司法警察職員がする捜索についてこれを準  
用する。但し、急速を要する場合は、第十四條第  
二項の規定によることを要しない。

## 第十章 檢 証

**第二百二十八條** 裁判所は、事實發見のため必要がある  
ときは、檢証をすることができる。

**第二百二十九條** 檢証については、身体の検査、死体の  
解剖、墳墓の發掘、物の破壊その他必要な處分をす  
ることができる。

**第二百三十條** 日出前、日没後には、住居主若しくは看  
守者又はこれらの者に代るべき者の承諾がなけれ

ば、檢証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、  
建造物若しくは船舶内に入ることはできない。但  
し、日没後では檢証の目的を達することができない  
虞がある場合は、この限りでない。

日没前檢証に着手したときは、日没後でもその處分  
を繼續することができる。

第十七條に規定する場所については、第一項に規  
定する制限によることを要しない。

**第三十一條** 身体の検査については、これを受ける  
者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特  
にその方法に注意し、その者の名譽を害しないよう  
に注意しなければならない。

女子の身体を検査する場合には、醫師又は成年の女  
子をこれに立ち會わせなければならない。

**第三十二條** 裁判所は、身体の検査のため、被告人  
以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することが  
できる。

**第三十三條** 前條の規定により召喚を受けた者が正

てこれを準用する。

當な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千圓  
以下の過料に處し、且つ、出頭しないために生じた  
費用の賠償を命ずることができる。  
前項の決定に對しては、即時抗告をすることができ  
る。

**第三十四條** 第三十二條の規定により召喚を受け  
正當な理由がなく出頭しない者は、五千圓以下の罰  
金又は拘留に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘  
留を併科することができる。

**第三十五條** 第三十二條の規定による召喚に應じ  
ない者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引する  
ことができる。

**第三十六條** 第六十二條、第六十三條及び第六十五  
條の規定は、第三十二條及び前條の規定による召  
喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六  
條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十  
三條第一項の規定は、前條の規定による勾引につい

**第三十七條** 被告人又は被告人以外の者が正當な理  
由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、五千  
圓以下の過料に處し、且つ、その拒絶により生じた  
費用の賠償を命ずることができる。  
前項の決定に對しては、即時抗告をすることができ  
る。

**第三十八條** 正當な理由がなく身体の検査を拒んだ  
者は、五千圓以下の罰金又は拘留に處する。

前項の罪を犯した者には情狀により、罰金及び拘留  
を併科することができる。

**第三十九條** 裁判所は身体の検査を拒む者を過料に  
處し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと  
認めるときは、そのまま、身体の検査を行うことが  
できる。

**第四十條** 裁判所は、第三十七條の規定により過  
料を科し、又は前條の規定により身体の検査をす  
るにあつては、あらかじめ、檢察官の意見を聽

き、且つ、身体の検査を受ける者の異議の理由を知  
るため適當な努力をしなければならぬ。

**第四十一條** 檢證をするについて必要があるとき  
は、司法警察職員に補助をさせることができる。

**第四十二條** 第一百十二條乃至第一百十四條、第一百八  
條及び第二百二十五條の規定は、檢證についてこれを  
準用する。

### 第十一章 證人尋問

**第四十三條** 裁判所は、この法律に特別の定のある  
場合を除いては、何人でも證人としてこれを尋問す  
ることができる。

**第四十四條** 公務員又は公務員であつた者が知り得  
た事實について、本人又は當該公務所から職務上の  
祕密に關するものであることを申し立てたときは、  
當該監督官廳の承諾がなければ證人としてこれを尋  
問することはできない。但し、當該監督官廳は、國

の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒む  
ことができる。

**第四十五條** 左に掲げる者が前條の申立をしたとき  
は、第一號に掲げる者についてはその院、第二號に  
掲げる者については内閣の承諾がなければ、證人と  
してこれを尋問することはできない。

一 衆議院若しくは參議院の議員又はその職に在つ  
た者

二 内閣總理大臣その他の國務大臣又はその職に在  
つた者

前項の場合において、衆議院、參議院、又は内閣  
は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾  
を拒むことができる。

**第四十六條** 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は  
有罪判決を受ける虞のある證言を拒むことができ  
る。

**第四十七條** 何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受  
け、又は有罪判決を受ける虞のある證言を拒むこと

この限りでない。

**第五十條** 召喚を受けた證人が正當な理由がなく出  
頭しないときは、決定で、五千圓以下の過料に處  
し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命  
ずることができる。

前項の決定に對しては、即時抗告をすることができ  
る。

**第五十一條** 證人として召喚を受け正當な理由がな  
く出頭しない者は、五千圓以下の罰金又は拘留に處  
する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘  
留を併科することができる。

**第五十二條** 召喚に應じない證人に對しては、更に  
これを召喚し、又はこれを勾引することができる。

**第五十三條** 第六十二條、第六十三條及び第六十五  
條の規定は、證人の召喚について、第六十二條、第  
六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第  
七十一條及び第七十三條第一項の規定は、證人の勾

ができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等  
内の姻族又は自己とこれらの親族關係があつた  
者

二 自己の後見人、後見監督人又は補佐人

三 自己を後見人、後見監督人又は補佐人とする者

**第四十八條** 共犯又は共同被告人の一人又は數人に  
對し前條の關係がある者でも、他の共犯又は共同被  
告人のみに關する事項については、證言を拒むこと  
はできない。

**第四十九條** 醫師、齒科醫師、助産婦、看護婦、辯護  
士、辯理士、公證人、宗教の職に在る者又はこれらの  
職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た  
事實で他人の祕密に關するものについては、證言を  
拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、證  
言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認  
められる場合（被告人が本人である場合を除く。）  
その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、

引についてこれを準用する。

**第五十四條** 証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

**第五十五條** 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は証言としての効力を妨げられない。

**第五十六條** 証人には、その實驗した事實により推測した事項を供述させることができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

**第五十七條** 検察官、被告人又は辯護人は、証人の尋問に立ち會うことができる。

証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち會うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち會わない意思を明示したときは、

この限りでない。

第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち會つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

**第五十八條** 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の輕重とを考慮した上、検察官及び被告人又は辯護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び辯護人に、尋問事項を知る機会を與えなければならない。

検察官、被告人又は辯護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

**第五十九條** 裁判所は、検察官、被告人又は辯護人が前條の証人尋問に立ち會わなかつたときは、立ち會わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を

與えなければならない。

前項の証人の供述が被告人に豫期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は辯護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

**第六十條** 証人が正當な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、五千圓以下の過料に處し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることがができる。

前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第六十一條** 正當な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、五千圓以下の罰金又は拘留に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

**第六十二條** 裁判所は、必要があるときは、決定で

指定の場所に証人の同行を命ずることができる。証人が正當な理由がなく同行に應じないときは、これを勾引することができる。

**第六十三條** 裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の所在地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉囑することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に關し、裁判所又は裁判長に屬する處分をすることができる。但し、第五十條及び第六十條の決定は、裁判所もこれをするることができる。

第五十八條第二項及び第三項並びに第五十九條に規定する手續は、前項の規定にかかわらず、裁判

所がこれをしなければならぬ。  
第六十四條 証人は、旅費、日當及び宿泊料を請求することができる。但し、正當な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

### 第十二章 鑑定

第六十五條 裁判所は、學識經驗のある者に鑑定を命ずることができる。

第六十六條 鑑定人には、宣誓をさせなければならぬ。

第六十七條 被告人の心神又は身體に關する鑑定をさせるに於て必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相當な場所に被告人を留置することができる。

前項の留置は、留置狀を發してこれをしなければならぬ。

勾留に關する規定は、この法律に特別の定のある場

合を除いては、第一項の留置についてこれを準用する。但し、保釋に關する規定は、この限りでない。

第六十八條 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身體を検査し、死体を解剖し、墳墓を發掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身體、解剖すべき死體、發掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可狀を發して、これをしなければならぬ。

裁判所は、身體の検査に關し、適當と認める條件を附することができる。

鑑定人は、第一項の處分を受ける者に許可狀を示さなければならぬ。

前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の處

分については、これを適用しない。

第三十一條、第三十七條、第三十八條及び第四百十條の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身體の検査についてこれを準用する。

第六十九條 裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な處分をさせることができる。但し、第六十七條第一項に規定する處分については、この限りでない。

第七十條 檢察官及び辯護人は、鑑定に立ち會うことが出来る。この場合には、第五十七條第二項の規定を準用する。

第七十一條 前章の規定は、勾引に關する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

七十二條 身體の検査を受ける者が、鑑定人の第六十八條第一項の規定によつてする身體の検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身體の検査を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ

身體の検査をすることができる。

第七十三條 鑑定人は、旅費、日當及び宿泊料の外、鑑定料及び立替金の辨償を請求することができる。

第七十四條 特別の知識によつて知り得た過去の事實に關する尋問については、この章の規定によらぬいで、前章の規定を適用する。

### 第十三章 通譯及び翻譯

第七十五條 國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通譯人に通譯をさせなければならない。

第七十六條 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通譯人に通譯をさせることができる。

第七十七條 國語でない文字又は符號は、これを翻譯させることができる。

第七十八條 前章の規定は、通譯及び翻譯について

これを準用する。

### 第十四章 証拠保全

**第七十九條** 被告人、被疑者又は辯護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押収、搜索、検証、証人の尋問又は鑑定之處分を請求することができる。前項の請求を受けた裁判官は、その處分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

**第八十條** 檢察官及び辯護人は、裁判所において、前條第一項の處分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄寫することが出来る。但し、辯護人が証拠物の謄寫をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、前項の書類及び証拠物を閲覧することが

できる。但し、被告人又は被疑者に辯護人があるときは、この限りでない。

### 第十五章 訴訟費用

**第八十一條** 刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担をさせなければならない。

被告人の責に歸すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負擔させることができる。

檢察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負擔させることができない。

**第八十二條** 共犯の訴訟費用は、共犯人に、連帯して、これを負擔させることができる。

**第八十三條** 告訴、告發又は請求により公訴の提起

があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告發人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負擔させることができる。

**第八十四條** 檢察官以外の者が上訴又は再審の請求を取り下げた場合には、その者に上訴又は再審に関する費用を負擔させることができる。

**第八十五條** 裁判によつて訴訟手續が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負擔させるときは、職権でその裁判をしなければならない。この裁判に對しては、本案の裁判について上訴があつたとき限り、不服を申し立てることができる。

**第八十六條** 裁判によつて訴訟手續が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負擔させるときは、職権で別にその決定をしなければならない。この決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第八十七條** 裁判によらないで訴訟手續が終了する

場合において、訴訟費用を負擔させるときは最終に事件の係屬した裁判所が、職権でその決定をしなければならない。この決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第八十八條** 訴訟費用の負擔を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき檢察官が、これを算定する。

## 第二編 第一審

### 第一章 捜査

**第八十九條** 警察官及び警察吏員は、それぞれ、他の法律又は國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會若しくは特別區公安委員會の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。



**第九十條** 森林、鐵道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範圍は、別に法律でこれを定める。

**第九十一條** 檢察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

檢察事務官は、檢察官の指揮を受け、捜査をしなればならない。

**第九十二條** 檢察官と都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、特別區公安委員會及び司法警察職員とは、捜査に關し、互に協力しなければならない。

**第九十三條** 檢察官は、その管轄區域により、司法警察職員に對し、その捜査に關し、必要な一般的指示をすることができる。この場合における一般的指示は、公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定めるものに限られる。

檢察官は、その管轄區域により、司法警察職員に對し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

ものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

**第九十五條** 檢察官及び檢察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄區域外で職務を行うことができる。

**第九十六條** 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員並びに辯護人その他職務上捜査に關係のある者は、被疑者その他の者の名譽を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

**第九十七條** 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の處分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

捜査については、公務所又は公私の團體に照會して必要な事項の報告を求めることができる。

**第九十八條** 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員

檢察官は自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

前三項の場合において、司法警察職員は、檢察官の指示又は指揮に従わなければならない。

**第九十四條** 檢事總長、檢事長又は檢事正は、司法警察職員が正當な理由がなく檢察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、警察官又は警察吏員たる司法警察職員については、國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別區公安委員會に、警察官又は警察吏員たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する權限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、特別區公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する權限を有する者は、前項の訴追が理由のある

は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調に際しては、被疑者に對し、あらかじめ、供述を拒むことができる旨を告げなければならない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

前項の調書は、これを被疑者に閱覽させ、又は讀み聞かせて、誤がないかどうかを問ひ、被疑者が増減變更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

**第九十九條** 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員

は、被疑者が、罪を犯したことを疑うに足りる相當な理由があるときは、裁判官のあらかじめ發する逮捕状により、これを逮捕することができる。但し、五百圓以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正當な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に限る。

前項の逮捕状は、檢察官又は司法警察員の請求により、これを發する。

檢察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事實についてその被疑者に對し前に逮捕状の請求又はその發付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

**第二百條** 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事實の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間經過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項

は被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証據物とともにこれを檢察官に送致する手續をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に辯護人の有無を尋ね、辯護人があるときは、辯護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

第一項の時間の制限内に送致の手續をしないときは、直ちに被疑者を釋放しなければならない。

**第二百四條** 檢察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前條の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事實の要旨及び辯護人を選任することができる旨を告げた上、辯解の機會を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釋放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾

を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

**第二百一條** 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第七十三條第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

**第二百二條** 檢察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、檢察事務官はこれを檢察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

**第二百三條** 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事實の要旨及び辯護人を選任することができる旨を告げた上、辯解の機會を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釋放し、留置の必要があると思料するときは

留の請求をすることを要しない。

前項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釋放しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

**第二百五條** 檢察官は第二百三條の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、辯解の機會を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釋放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釋放し

なければならない。

**第二百六條** 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三條の時間の制限に従うことができなかったときは、檢察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正當なものであると認める場合でなければ、勾留状を發することができない。

**第二百七條** 前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その處分に關し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釋については、この限りでない。

裁判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を發しなければならない。但し、勾留の理由がないと認めるとき、及び前條第二項の規定により勾留状を發することができないときは、勾留状を發しないで、直ちに被疑者の釋放を命じなければならぬ。

らぬ。逮捕状が發せられないときは、直ちに被疑者を釋放しなければならない。

**第二百八條**の規定は、前項の逮捕状についてこれを準用する。

**第二百九條** 前條の規定により被疑者が逮捕された場合には、第九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を準用する。

**第二百十條** 現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。

左の各號の一にあたる者が、罪を行い終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一 犯人として追呼されているとき。

二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

三 身体又は被服に犯罪の顯著な証跡があるとき。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

**第二百十一條** 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくし

**第二百八條** 前條の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、檢察官は、直ちに被疑者を釋放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、檢察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

**第二百九條** 第七十四條、第七十五條及び第七十八條の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

**第二百十條** 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足る充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求め手續をしなければならない。

てこれを逮捕することができる。

**第二百十四條** 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方檢察廳若しくは區檢察廳の檢察官又は司法警察職員に引渡さなければならない。

**第二百十五條** 司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聞き取らなければならない。必要があるときは、逮捕者に對しともに官公署に行くことを求めることができる。

**第二百十六條** 現行犯人が逮捕された場合には、第九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を準用する。

**第二百十七條** 五百圓以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞がある

場合に限り、第二百十三條乃至前條の規定を適用する。

**第二百十八條** 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに於て必要があるときは、裁判官の發する令狀により、差押、捜索又は檢証をすることが出来る。この場合において身体の検査は、身体検査令狀によらなければならない。前項の令狀は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の請求により、これを發する。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、身体検査令狀の請求をするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。裁判官は、身体の検査に關し、適當と認める條件を附することが出来る。

**第二百十九條** 前條の令狀には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、檢証すべき場所若しくは物、

きは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。

第一項の處分をするには、令狀は、これを必要としない。

第一項第二号及び前項の規定は、檢察事務官又は司法警察職員が勾引狀又は勾留狀を執行する場合にこれを準用する。被疑者に對して發せられた勾引狀又は勾留狀を執行する場合には、第一項第一号の規定をも準用する。

**第二百二十一條** 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

**第二百二十二條** 第九十九條、第一百條、第一百二條乃至第一百五條、第一百十條乃至第一百十二條、第一百十四條、第一百十五條及び第一百十八條乃至第一百二十四條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二十八條、第二百二十條及び前條の規定によつてする

又は検査すべき身体及び身体の検査に關する件條、有効期間及びその期間經過後は差押、捜索又は檢証に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前條の令狀についてこれを準用する。

**第二百二十條** 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第九十九條の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の處分をすることが出来る。第二百十條の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。

二 逮捕の現場で差押、捜索又は檢証をすること。前項後段の場合において逮捕狀が得られなかつたと

押収又は捜索について、第一百十條、第一百十二條、第一百十四條、第一百十八條、第一百二十九條、第一百三十一條及び第一百三十七條乃至第一百四十條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二十八條又は第二百二十條の規定によつてする檢証についてこれを準用する。但し、司法巡查は、第二百二十二條乃至第二百二十四條に規定する處分をすることができない。

第二百二十條の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第一百十四條第二項の規定によることを要しない。

第一百十六條及び第一百十七條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする押収又は捜索について、これを準用する。日出前、日没後には、令狀に夜間でも檢証をすることが出来る旨の記載がなければ、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第二十八條の規定によつてする檢証のため、人の住居又は人の看守する邸

宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第十七條に規定する場所については、この限りでない。

日没前檢証に着手したときは、日没後でもその處分を繼續することができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定により差押、搜索又は檢証をするについて必要があるときは、被疑者をこれに立さ會わせることができる。

第一項の規定により、身体の検査を拒んだ者を過料に處し、又はこれに賠償を命ずべきときは、裁判所にその處分を請求しなければならない。

第二百二十三條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べ、又はこれに鑑定、通譯若しくは翻譯を囑託することができる。

第九十八條第一項但書及び第三項乃至第五項の規

定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百二十四條 前條第一項の規定により鑑定を囑託する場合において第六十七條第一項に規定する處分を必要とするときは、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、裁判官にその處分を請求しなければならない。

裁判官は、前項の請求を相當と認めるときは、第六十七條の場合に準じてその處分をしなければならない。

第二百二十五條 第二百二十三條第一項の規定による鑑定を囑託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第六十八條第一項に規定する處分をすることができる。

前項の許可の請求は、檢察官、檢察事務官又は司法警察員からこれをしなければならぬ。

裁判官は、前項の請求を相當と認めるときは、許可狀を發しなければならない。

第六十八條第二項乃至第四項及び第六項の規定

は、前項の許可狀についてこれを準用する。

第二百二十六條 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十

三條第一項の規定による取調に對して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七條 第二百二十三條第一項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の出頭に際して任意の供述をした者が、公判期日においては壓迫を受け前にした供述と異なる供述をする虞があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができな

いと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

前項の請求をするには、檢察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができ

ないものであることを疎明しなければならない。

第二百二十八條 前二條の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に關し、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は辯護人を前項の尋問に立ち會わせることができる。

第二百二十九條 變死者又は變死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方檢察廳又は區檢察廳の檢察官は、檢視をしなければならぬ。

檢察官は、檢察事務官又は司法警察員に前項の處分をさせることができる。

第二百三十條 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十一條 被害者の法定代理人は、獨立して告訴をすることができる。

被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

**第二百三十二條** 被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、獨立して告訴をすることができる。

**第二百三十三條** 死者の名譽を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

名譽を毀損した罪について被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し被害者の明示した意思に反することはできない。

**第二百三十四條** 親告罪について告訴をすることができるときは、檢察官は、利害關係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

**第二百三十五條** 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。但し、刑法第二百三十二條第二項の規定によ

り外國の代表者が行う告訴及び日本國に派遣された外國の使節に對する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。

刑法第二百二十九條但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

**第二百三十六條** 告訴をすることができる者が數人ある場合には、一人の期間の徒過は、他の者に對しその効力を及ぼさない。

**第二百三十七條** 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。

**第二百三十八條** 親告罪について共犯の一人又は數人に對してした告訴又はその取消は、他の共犯に對し

ても、その効力を生ずる。

前項の規定は、告發又は請求を待つて受理すべき事件についての告發若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。

**第二百三十九條** 何人でも、犯罪があると思料するときは、告發をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告發をしなければならぬ。

**第二百四十條** 告訴は、代理人によりこれを行うことができる。告訴の取消についても、同様である。

**第二百四十一條** 告訴又は告發は、書面又は口頭で檢察官又は司法警察員にこれを行わなければならない。檢察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告發を受けたときは調書を作らなければならない。

**第二百四十二條** 司法警察員は、告訴又は告發を受けたときは、速やかにこれに關する書類及び證據物を檢察官に送付しなければならない。

**第二百四十三條** 前二條の規定は、告訴又は告發の取消についてこれを準用する。

**第二百四十四條** 刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一條及び前條の規定にかかわらず、外務大臣にこれを行うことができる。日本國に派遣された外國の使節に對する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。

**第二百四十五條** 第二百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自首についてこれを準用する。

**第二百四十六條** 司法警察員は、犯罪の捜査をしたとき、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び證據物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。但し、檢察官が指定した事件については、この限りでない。

## 第二章 公 訴

**第二百四十七條** 公訴は、檢察官がこれを行う。

**第二百四十八條** 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情狀並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

**第二百四十九條** 公訴は、檢察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。

**第二百五十條** 時効は、左の期間を経過することによつて完成する。

一 死刑にあたる罪については十五年

二 無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年

三 長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年

四 長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については五年

五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあ

たる罪については三年

六 拘留又は科料にあたる罪については一年

**第二百五十一條** 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前條の規定を適用する。

**第二百五十二條** 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第二百五十條の規定を適用する。

**第二百五十三條** 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に對して時効の期間を起算する。

**第二百五十四條** 時効は、當該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に對してした公訴の提起による時効の停

止は、他の共犯に對してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、當該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

**第二百五十五條** 犯人が國外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その國外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

犯人が國外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

**第二百五十六條** 公訴の提起は、起訴狀を提出してこれをしなければならぬ。

起訴狀には、左の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる

事項

二 公訴事實

三 罪名

たる罪については三年

六 拘留又は科料にあたる罪については一年

**第二百五十一條** 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前條の規定を適用する。

**第二百五十二條** 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第二百五十條の規定を適用する。

**第二百五十三條** 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に對して時効の期間を起算する。

**第二百五十四條** 時効は、當該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に對してした公訴の提起による時効の停

公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定してこれをしなければならない。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は、被告人の防禦に實質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。數個の訴因及び罰條は、豫備的に又は擇一的にこれを記載することができる。

起訴狀には、裁判官に事件につき豫斷を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

**第二百五十七條** 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

**第二百五十八條** 檢察官は、事件がその所屬檢察廳の對應する裁判所の管轄に屬しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判

所に對應する檢察廳の檢察官に送致しなければなら  
ない。

**第二百五十九條** 檢察官は、事件につき公訴を提起し  
ない處分をした場合において、被疑者の請求がある  
ときは、速やかにその旨をこれに告げなければなら  
ない。

**第二百六十條** 檢察官は、告訴、告發又は請求のあつ  
た事件について、公訴を提起し、又はこれを提起し  
ない處分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、  
告發人又は請求人に通知しなければならない。公訴  
を取り消し、又は事件を他の檢察廳の檢察官に送致  
したときも、同様である。

**第二百六十一條** 檢察官は、告訴、告發又は請求のあ  
つた事件について公訴を提起しない處分をした場合  
において、告訴人、告發人又は請求人の請求がある  
ときは、速やかに告訴人、告發人又は請求人にその  
理由を告げなければならない。

**第二百六十二條** 刑法第九十三條乃至第九十六條

らない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事  
實の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判  
所の裁判官にこれを囑託することができる。この場  
合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は  
裁判長と同一の権限を有する。

**第二百六十六條** 裁判所は、第二百六十二條第一項の  
請求を受けたときは、左の區別に従い、決定をしな  
ければならない。

一 請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求權  
の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理  
由のないときは、請求を棄却する。

二 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判  
所の審判に付する。

**第二百六十七條** 前條第二號の決定があつたときは、  
その事件について公訴の提起があつたものとみな  
す。

**第二百六十八條** 裁判所は、第二百六十六條第二號の

の罪について告訴又は告發をした者は、檢察官の公  
訴を提起しない處分に不服があるときは、その檢察  
官所屬の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事  
件を裁判所の審判に付することを請求することがで  
きる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から  
七日以内に、請求書を公訴を提起しない處分をした  
檢察官に差し出してこれをしなければならない。

**第二百六十三條** 前條第一項の請求は、第二百六十六  
條の決定があるまでこれを取り下げることができ  
る。

前項の取下をした者は、その事件について更に前條  
第一項の請求をすることができない。

**第二百六十四條** 檢察官は、第二百六十二條第一項の  
請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起  
しなければならない。

**第二百六十五條** 第二百六十二條第一項の請求につい  
ての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければな

規定により事件がその裁判所の審判に付されたとき  
は、その事件について公訴の維持にあたる者を辯護  
士の中から指定しなければならない。

前項の指定を受けた辯護士は、事件について公訴を  
維持するため、裁判の確定に至るまで檢察官の職務  
を行う。但し、檢察事務官及び司法警察職員に對す  
る捜査の指揮は檢察官に囑託してこれをしなければ  
ならない。

前項の規定により檢察官の職務を行う辯護士は、こ  
れを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた辯護士がその職務  
を行うに適さないと認めるときその他特別の事情が  
あるときは、何時でもその指定を取り消すことがで  
きる。

第一項の指定を受けた辯護士には、政令で定める額  
の手當を給する。

**第二百六十九條** 裁判所は、第二百六十二條第一項の  
請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場



合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることが出来る。この決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

**第二百七十條** 檢察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覽し、且つ謄寫することができる。

### 第三章 公判

#### 第一節 公判準備及び公判手續

**第二百七十一條** 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴狀の謄本を被告人に送達しなければならぬ。

公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴狀の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

**第二百七十二條** 裁判所は、公訴の提起があつたとき

は、遅滞なく被告人に對し、辯護人を選任することが出来る旨及び貧困その他の事由により辯護人を選任することができないときは辯護人の選任を請求する被告人に辯護人があるときは、この限りでない。

**第二百七十三條** 裁判長は、公判期日を定めなければならぬ。

公判期日には、被告人を召喚しなければならない。公判期日は、これを檢察官、辯護人及び補佐人に通知しなければならない。

**第二百七十四條** 裁判所の構内にいる被告人に對し公判期日を通知したときは、召喚狀の送達があつた場合と同一の効力を有する。

**第二百七十五條** 第一回の公判期日と被告人に對する召喚狀の送達との間には、裁判所の規則で定める猶豫期間を置かなければならない。

**第二百七十六條** 裁判所は、檢察官、被告人若しくは

辯護人の請求により又は職權で、公判期日を變更することができる。

公判期日を變更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、檢察官及び被告人又は辯護人の意見を聽かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

前項但書の場合には、變更後の公判期日において、まず、檢察官及び被告人又は辯護人に對し、異議を申し立てる機會を與えなければならない。

**第二百七十七條** 裁判所がその權限を濫用して公判期日を變更したときは、訴訟關係人は、最高裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、司法行政監督上の措置を求めることができる。

**第二百七十八條** 公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、醫師の診斷書その他の資料を提出しなければならない。

**第二百七十九條** 裁判所は、檢察官、被告人若しくは

辯護人の請求により又は職權で、公務所又は公私の團體に照會して必要な事項の報告を求めることができる。

**第二百八十條** 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に關する處分は、裁判官がこれを行う。

第九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていないものについて第二百四條又は第二百五條の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに關する陳述を聽き、勾留狀を發しないときは、直ちにその釋放を命じなければならない。

前二項の裁判官は、その處分に關し、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

**第二百八十一條** 証人については、裁判所は、第五十八條に掲げる事項を考慮した上、檢察官及び被告人又は辯護人の意見を聽き必要と認めるときに限り

公判期日外においてこれを尋問することができる。

**第二百八十二條** 公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ檢察官が出席してこれを開く。

**第二百八十三條** 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

**第二百八十四條** 五千圓以下の罰金又は科料にあたる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、被告人は、代理人を出頭させることができる。

**第二百八十五條** 拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に對し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓を超え

には、辯護人がなければ開廷することはできない。

辯護人がなければ開廷することができない場合において、辯護人が出頭しないとき、又は辯護人がないときは、裁判長は、職權で辯護人を附しなければならない。

**第二百九十條** 第三十七條各號の場合に辯護人が出頭しないときは、裁判所は、職權で辯護人を附することができ。

**第二百九十一條** 檢察官は、まず、起訴狀を朗讀しなければならぬ。

裁判長は、起訴狀の朗讀が終つた後、被告人に對し終始沈黙し、又は個々の質問に對し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の權利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び辯護人に對し、被告事件について陳述する機會を與えなければならぬ。

**第二百九十二條** 證據調は、前條の手續が終つた後、これを行う。

る罰金にあたる事件の被告人は、第二百九十一條の手續をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

**第二百八十六條** 前三條に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

**第二百八十七條** 公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振り又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。

**第二百八十八條** 被告人は、裁判長の許可がなければ退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相當な處分をすることができる。

**第二百八十九條** 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合

**第二百九十三條** 證據調が終つた後、檢察官は、事實及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

被告人及び辯護人は、意見を陳述することができる。

**第二百九十四條** 公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

**第二百九十五條** 裁判長は、訴訟關係人のする尋問又は陳述が既にした尋問又は陳述と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相當でないときは、訴訟關係人の本質的な權利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟關係人の被告人に對する供述を求める行爲についても同様である。

**第二百九十六條** 證據調のはじめに、檢察官は、證據により証明すべき事實を明らかにしなければならぬ。但し、證據とすることができず、又は證據としてその取調を請求する意思のない資料に基いて、裁

判所に事件について偏見又は豫断を生ぜしめる虞のある事項を述べるべきでない。

**第二百九十七條** 裁判所は、検察官及び被告人又は辯護人の意見を聴き、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。

前項の手續は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

裁判所は適當と認めるときは、何時でも、検察官及び被告人又は辯護人の意見を聴き、第一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又は方法を變更することができる。

**第二百九十八條** 検察官、被告人又は辯護人は、証拠調を請求することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調をすることができる。

**第二百九十九條** 検察官、被告人又は辯護人が證人、鑑定人、通譯人又は翻譯人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に對し、その氏名及び住

る書面が捜査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

**第三百三條** 公判準備においてした證人その他の者の尋問、檢證、押收及び搜索の結果を記載した書面並びに押收した物については、裁判所は、公判期日において證據書類又は證據物としてこれを取り調べなければならない。

**第三百四條** 證人、鑑定人、通譯人又は翻譯人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。検察官、被告人又は辯護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その證人、鑑定人、通譯人又は翻譯人を尋問することができる。この場合において、その證人、鑑定人、通譯人又は翻譯人の取調が、検察官、被告人又は辯護人の請求にかゝるものであるときは、請求をした者が先に尋問する。

裁判所は、適當と認めるときは、検察官、被告人又は辯護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を變更

居を知る機會を與えなければならない。

證據書類又は證據物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閱覽する機會を與えなければならない。但し、相手方に異議のないときはこの限りでない。

裁判所が職権で證據調の決定をするについては、検察官及び被告人又は辯護人の意見を聴かなければならない。

**第三百條** 第三百二十一條第一項第二號後段の規定により證據とすることができる書面については、検察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

**第三百一條** 第三百二十二條及び第三百二十四條第一項の規定により證據とすることができる被告人の供述が自由である場合には、犯罪事實に關する他の證據が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

**第三百二條** 第三百二十一條乃至第三百二十三條又は第三百二十六條の規定により證據とすることができる。することができ

することができる。

**第三百五條** 検察官、被告人又は辯護人の請求により證據書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗讀させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを朗讀し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗讀させることができる。

裁判所が職権で證據書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗讀し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗讀させなければならない。

**第三百六條** 検察官、被告人又は辯護人の請求により證據物の取調をするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示させなければならない。但し裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

裁判所が職権で證據物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟關係人に示し、又は陪席の

裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させなければならぬ。

**第三百七條** 證據物中書面の意義が證據となるもの取調をするについては、前條の規定による外、第三百五條の規定による。

**第三百八條** 裁判所は、檢察官及び被告人又は辯護人に對し、證據の證明力を争うために必要とする適當な機會を與えなければならぬ。

**第三百九條** 檢察官、被告人又は辯護人は、證據調に關し異議を申し立てることができる。

檢察官、被告人又は辯護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の處分に對して異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならぬ。

**第三百十條** 證據調を終つた證據書類又は證據物は、遲滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、そ

分を被告人に通知しなければならない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は變更により被告人の防禦に實質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は辯護人の請求により、決定で、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手續を停止しなければならない。

**第三百十三條** 裁判所は、適當と認めるときは、檢察官、被告人若しくは辯護人の請求により又は職權で、決定を以て、辯論を分離し若しくは併合し、又は終結した辯論を再開することができる。

裁判所は、被告人の權利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て辯論を分離しなければならない。

**第三百十四條** 被告人が心神喪失の状態に在るときは、檢察官及び辯護人の意見を聴き、決定で、その状態の續いている間公判手續を停止しなければならぬ。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかなる場合には、被告人の出

の謄本を提出することができる。

**第三百十一條** 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に對し供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることが出来る。

陪席の裁判官、檢察官、辯護人、共同被告人又はその辯護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることが出来る。

**第三百十二條** 裁判所は、檢察官の請求があるときは、公訴事實の同一性を害しない限度において、起訴狀に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は變更を許さなければならない。

裁判所は、審理の經過に鑑み適當と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は變更すべきことを命ずることが出来る。

裁判所は、訴因又は罰條の追加、撤回又は變更があつたときは、速やかに追加、撤回又は變更された部頭を待たないで、直ちにその裁判をすることが出来る。

被告人が病氣のため出頭することができないときは、檢察官及び辯護人の意見を聴き、決定で、出頭することが出来るまで公判手續を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十五條の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事實の存否の證明に缺くことのできない證人が病氣のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調をするのを適當と認める場合の外、決定で、出頭することが出来るまで公判手續を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手續を停止するには、醫師の意見を聴かなければならない。

**第三百十五條** 開廷後裁判官がかわつたときは、公判手續を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十六條 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第二節 證據

第三百十七條 事實の認定は、證據による。

第三百十八條 證據の證明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十九條 強制、拷問又は脅迫による自白、不當に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを證據とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であるか否かを問わす、その自白が自己に不利益な唯一の證據である場合には、有罪とされない。

前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第三百二十條 第三百二十一條乃至第三百二十八條に

いとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは實質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三 前二號に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は國外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事實の存否の證明に缺くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の檢證の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを證據とすることができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の檢證の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において

規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を證據とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を證據とすることはできない。

第三百二十一條 被告人以外の者が作成した供述書又はその供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、左の場合に限り、これを證據とすることができる。

一 裁判官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

二 檢察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができない

證人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを證據とすることができる。

鑑定人の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十二條 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事實の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを證據とすることができる。但し、被告人に不利益な事實の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九條の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを證據とすることができる。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限りこれを證據とすることができる。

**第三百二十三條** 前二條に掲げる書面以外の書面は、

左のものに限り、これを證據とすることができる。

一 戸籍謄本、公正證書謄本その他公務員（外國の公務員を含む。）がその職務上證明することができる事實についてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三 前二號に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

**第三百二十四條** 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二條の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一條第一項第三號の規定を準用する。

**第三百二十五條** 裁判所は、前四條の規定により證據

べき者を取り調べないでも、その書面を證據とすることができる。この場合においても、その書面の證明力を争うことを妨げない。

**第三百二十八條** 第三百二十一條乃至第三百二十四條の規定により證據とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、證人その他の者の供述の證明力を争うためには、これを證據とすることができる。

**第三節 公判の裁判**

**第三百二十九條** 被告事件が裁判所の管轄に屬しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければならぬ。但し、第二百六十六條第二號の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

**第三百三十條** 高等裁判所は、その特別権限に屬する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に屬するものと認めると

とすることができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを證據とすることができない。

**第三百二十六條** 檢察官及び被告人が證據とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し相當と認めるときに限り、第三百二十一條乃至前條の規定にかかわらず、これを證據とすることができる。

被告人が出頭しないでも證據調を行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は辯護人が出頭したときは、この限りでない。

**第三百二十七條** 裁判所は、檢察官及び被告人又は辯護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが豫想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述す

きは、前條の規定にかかわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

**第三百三十一條** 裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

管轄違の申立は、被告事件につき證據調を開始した後は、これをすることができない。

**第三百三十二條** 簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相當と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならない。

**第三百三十三條** 被告事件について犯罪の證明があつたときは、第三百三十四條の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならぬ。

刑の執行猶豫は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならぬ。

**第三百三十四條** 被告事件について刑を免除するとき

は、判決でその旨の言渡をしなければならぬ。  
**第三百三十五條** 有罪の言渡をするには、罪となるべ

き事實、證據の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事實が主張されたときは、これに對する判断を示さなければならぬ。

**第三百三十六條** 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の證明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならぬ。

**第三百三十七條** 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならぬ。

- 一 確定判決を経たとき。
- 二 犯罪後の法令により刑が廢止されたとき。
- 三 大赦があつたとき。
- 四 時効が完成したとき。

**第三百三十八條** 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならぬ。

- 一 被告人に對して裁判權を有しないとき。
- 二 第三百四十條の規定に違反して公訴が提起され

に重要な證據を發見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができる。

**第三百四十一條** 被告人が陳述をせず、許可を受けないうで退廷し、又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聽かないで判決をすることが出来る。

**第三百四十二條** 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

**第三百四十三條** 禁錮以上の刑に處する判決の宣告があつたときは、保釋又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、あらたに保釋又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八條の規定を準用する。

**第三百四十四條** 禁錮以上の刑に處する判決の宣告があつた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

**第三百四十五條** 無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶豫、公訴棄却、管轄違、罰金又は料金の判決の宣告

たとき。

三 公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。

四 公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき。

**第三百三十九條** 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならぬ。

- 一 起訴狀に記載された事實が眞實であつても、何らの罪となるべき事實を包含していないとき。
- 二 公訴が取り消されたとき。
- 三 被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。
- 四 第十條又は第十一條の規定により審判してはならないとき。

前項の決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

**第三百四十條** 公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事實につきあらた

があつたときは、勾留狀は、その効力を失う。

**第三百四十六條** 押收した物について、沒收の言渡がないときは、押收を解く言渡があつたものとする。

**第三百四十七條** 押收した贖物で被害者に還付すべき理由が明らかなるものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならぬ。

贖物の對價として得た物について、被害者から交付の請求があつたときは、前項の例による。

假に還付した物について、別段の言渡がないときは、還付の言渡があつたものとする。

前三項の規定は、民事訴訟の手續に従い、利害關係人がその權利を主張することを妨げない。

**第三百四十八條** 裁判所は、罰金、料料又は追徴を言渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるときは、檢察官の請求により又は職權で、被告人に對し、假に罰金、料料又は追徴に相當する金額を納付すべきことを

### 第三編 上 訴

#### 第一章 通 則

命することができる。

假納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならぬ。

假納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる。

**第三百四十九條** 刑の執行猶豫の言渡を取り消すべき場合には、檢察官は、刑の言渡を受けた者の所在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に對しその請求をしなければならぬ。

前項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならぬ。この決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第三百五十條** 刑法第五十二條の規定により刑を定むべき場合には、檢察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならぬ。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることができる。その上訴を棄却する決定に對しても、同様である。

**第三百五十五條** 原審における代理人又は辯護人は、被告人のため上訴をすることができる。

**第三百五十六條** 前三條の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをする事ができない。

**第三百五十七條** 上訴は、裁判の一部に對してこれをする事ができる。部分を限らないで上訴をしたときは、裁判の全部に對してしたものとする。

**第三百五十八條** 上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

**第三百五十九條** 檢察官、被告人又は第三百五十二條に規定する者は、上訴の取下をすることができる。

**第三百六十條** 第三百五十三條又は第三百五十四條に規定する者は、被告人の同意を得て、上訴の取下をすることができる。

**第三百六十一條** 上訴の取下をした者は、その事件に

**第三百五十一條** 檢察官又は被告人は、上訴をすることができる。

第二百六十六條第二號の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により檢察官の職務を行う辯護士及び當該他の事件の檢察官は、その裁判に對し各々獨立して上訴をすることができる。

**第三百五十二條** 檢察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることができる。

**第三百五十三條** 被告人の法定代理人又は補佐人は、被告人のために上訴をすることができる。

**第三百五十四條** 勾留に對しては、勾留の理由の開示

ついて更に上訴をすることができない。上訴の取下に同意をした被告人も、同様である。

**第三百六十二條** 第三百五十一條乃至第三百五十五條の規定により上訴をすることができる者は、自己又は代人の責に歸することができない事由によつて上訴の提起期間内に上訴をすることができなかつたときは、原裁判所に上訴權回復の請求をすることができる。

**第三百六十三條** 上訴權回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相當する期間内にこれをしなければならぬ。

上訴權回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならぬ。

**第三百六十四條** 上訴權回復の請求についてした決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第三百六十五條** 上訴權回復の請求があつたときは、原裁判所は、前條の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には、被



告人に對し勾留狀を發することができる。

**第三百六十六條** 監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

被告人が自ら申立書を作ることができないときは、監獄の長又はその代理者は、これを代書し、又は所屬の吏員にこれをさせなければならぬ。

**第三百六十七條** 前條の規定は、監獄に在る被告人が上訴の取下又は上訴権回復の請求をする場合にこれを準用する。

**第三百六十八條** 檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、國は、當該事件の被告人であつた者に對し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。

**第三百六十九條** 補償すべき費用の範圍は、被告人であつた者又はその辯護人であつた者が公判準備及び

公判期日に出頭するに要した旅費、日當及び宿泊料

並びに辯護人であつた者に對する報酬に限るものとす。その額に關しては、刑事訴訟費用に關する法律の規定中、被告人であつた者については證人、辯護人であつた者については辯護人に關する規定を準用する。

**第三百七十條** 補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、當該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定を以てこれを行う。

前項の請求は、當該上訴を棄却する裁判の告知があつた後又は當該上訴の取下があつた後二箇月以内にこれをしなければならぬ。

第一項の決定で高等裁判所がしたものに對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることが出来る。この場合には、即時抗告に關する規定をも準用する。

**第三百七十一條** 補償の請求、補償の支拂その他支拂に關する手續については、この法律に特別の定めのある

る場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

### 第二章 控 訴

**第三百七十二條** 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に對してこれをすることが出来る。

**第三百七十三條** 控訴の提起期間は、十四日とする。  
**第三百七十四條** 控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならぬ。

**第三百七十五條** 控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

**第三百七十六條** 控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならぬ。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は檢察官若しくは辯護人の保證書を添附しなければならない。

**第三百七十七條** 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な證明をすることが出来る旨の檢察官又は辯護人の保證書を添附しなければならない。

- 一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。
- 二 法令により判決に關與することができない裁判官が判決に關與したこと。
- 三 審判の公開に關する規定に違反したこと。

**第三百七十八條** 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた證據に現われてゐる事實であつてその事由があることを信するに足りるものを援用しなければならない。

一 不法に管轄又は管轄違を認められたこと。  
 二 不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却したと。

三 審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。

四 判決に理由を附せず、又は理由にいくちがいがあつたこと。

**第三百七十九條** 前二條の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた證據に現われている事實であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

**第三百八十條** 法令の適用に誤があつてその誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由とし

て控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならぬ。

**第三百八十一條** 刑の量定が不當であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた證據に現われている事實であつて刑の量定が不當であることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

**第三百八十二條** 事實の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた證據に現われている事實であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

**第三百八十三條** 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添附しなければならぬ

一 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

二 判決があつた後に刑に廢止若しくは變更又は大赦があつたこと。

**第三百八十四條** 控訴の申立は、第三百七十七條乃至前條に規定する事由があることを理由とするときに限り、これを行うことができる。

**第三百八十五條** 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかなきときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定に對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることが出来る。この場合には、即時抗告に關する規定をも準用する。

**第三百八十六條** 左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

一 第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣

意書を差し出さぬとき。

二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な疎明資料若しくは保證書を添附しないとき。

三 控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に該當しないとき。

**第三百八十七條** 控訴審では、辯護士以外の者を辯護人に選任することはできない。

**第三百八十八條** 控訴審では、被告人のために辯論は、辯護人でなければこれをすることができない。

**第三百八十九條** 公判期日には、檢察官及び辯護人は、控訴趣意書に基いて辯論をしなければならぬ

**第三百九十條** 控訴審において、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、裁判所は、五千圓以下の罰金又は科料にあたる事件以外の事件について、被告人の出頭がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出頭を命ずることができる。

**第三百九十一條** 辯護人が出頭しないとき、又は辯護人の選任がないときは、この法律により辯護人を要する場合は決定で辯護人を附した場合を除いては、検察官の陳述を聴いて判決をすることができ

**第三百九十二條** 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項はこれを調査しなければならない。

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に關しては、職權で調査をすることができ

る。  
し、又は控訴權の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

**第三百九十六條** 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

**第三百九十七條** 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

**第三百九十八條** 不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するとき、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

**第三百九十九條** 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、その事件について、第一審の管轄權を有するとき、第一審として審判をしなければならない。

**第三百九十三條** 控訴裁判所は、前條の調査をするに

ついて必要があるときは、検察官、被告人若しくは辯護人の請求により又は職權で事實の取調をすることができ

る。但し、第一審の辯論終結前に取調を請求することができなかつた證據でその事由が疎明されたものについては、刑の量定の不當又は判決に影響を及ぼすべき事實の誤謬を證明するために缺くことができない場合に限り、これを取り調べなければならない。

前項の取調は、合議體の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

**第三百九十四條** 第一審において證據とすることができた證據は、控訴審においても、これを證據とすることができ

**第三百九十五條** 控訴の申立が法令上の方式に違反

するときは、これを證據とすることができ  
**第四百條** 前二條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた證據によつて、直ちに判決をすることができ

るものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができ  
**第四百一條** 被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならない。

**第四百二條** 被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

**第四百三條** 原裁判所が不法に公控棄却の決定をしなかつたときは、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百八十五條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第四百四條 第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

### 第三章 上告

第四百五條 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に對しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

- 一 憲法の違反があること又は憲法の解釋に誤があること。
- 二 最高裁判所の判例と相反す。判断をしたこと。
- 三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

明らかなる場合は、この限りでない。

第四百五條第二號又は第三號に規定する事由のみがある場合において、上告裁判所がその判例を變更して原判決を維持するのを相當とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十一條 上告裁判所は第四百五條各號に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

- 一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。
- 二 刑の量定が甚しく不當であること。
- 三 判決に影響を及ぼすべき重大な事實の誤認があること。
- 四 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。
- 五 判決があつた後に刑の廢止若しくは變更又は大赦があつたこと。

第四百六條 最高裁判所は、前條の規定により上告を

することができる場合以外の場合であつても、法令の解釋に關する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる。

第四百七條 上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならぬ。

第四百八條 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、辯論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百九條 上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十條 上告裁判所は、第四百五條各號に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならぬ。但し、判決に影響を及ぼさないことが

第四百十二條 不法に管轄を認めたることを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第四百十三條 前條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた證據によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十四條 前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十五條 上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを發見したときは、檢察官、被告人又は辯護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。

きる。

前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをしなければならぬ。

上告裁判所は、適當と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

**第四百十六條** 訂正の判決は、辯論を経ないでもこれをする事ができる。

**第四百十七條** 上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならぬ。

訂正の判決に對しては、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

**第四百十八條** 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに確定する。

### 第四章 抗告

**第四百十九條** 抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所をした決定に對してこれをする事ができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

**第四百二十條** 裁判所の管轄又は訴訟手續に關し判決前にした決定に對しては、この法律に特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

前項の規定は、勾留、保釋、押收又は押收物の還付に關する決定及び鑑定のためにする留置に關する決定については、これを適用しない。  
勾留に對しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない。

**第四百二十一條** 抗告は、即時抗告を除いては、何時

でもこれをする事ができる。但し、原決定を取り

消しても實益がないようになつたときは、この限りでない。

**第四百二十二條** 即時抗告の提起期間は、三日とする。

**第四百二十三條** 抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならぬ。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならぬ。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から二日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

**第四百二十四條** 抗告は即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

**第四百二十五條** 即時抗告の提起期間内及びその申立

があつたときは、裁判の執行は、停止される。

**第四百二十六條** 抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならぬ。

**第四百二十七條** 抗告裁判所の決定に對しては、抗告をすることはできない。

**第四百二十八條** 高等裁判所の決定に對しては、抗告をすることはできない。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九條及び第四百二十條の規定により抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに對しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができない。

前項の異議の申立に關しては、抗告に關する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定が

ある決定に対する異議の申立に關しては、即時抗告に關する規定をも準用する。

**第四百二十九條** 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に對してはその裁判官所屬の裁判所にその裁判の取消又は變更を請求することができる。

- 一 忌避の申立を却下する裁判
- 二 勾留、押収又は押収物の還付に關する裁判
- 三 鑑定のため留置を命ずる裁判
- 四 證人、鑑定人、通譯人又は翻譯人に對して過料又は費用の賠償を命ずる裁判
- 五 身體の検査を受ける者に對して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

**第四百二十條** 第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一項の請求を受けた地方裁判所は、合議體で決定をしなければならない。

第一項第四號又は第五號の裁判の取消又は變更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内にこれをしなければならない。

前項の請求期間内及びその請求があつたときは、裁判の執行は、停止される。

**第四百三十條** 檢察官又は檢察事務官のした第三十九條第三項の處分又は押収若しくは押収物の還付に關する處分に不服がある者は、その檢察官又は檢察事務官が所屬する檢察廳の對應する裁判所にその處分の取消又は變更を請求することができる。

司法警察職員のした前項の處分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にその處分の取消又は變更を請求することができる。

前二項の請求については、行政事件訴訟に關する法令の規定は、これを適用しない。

**第四百三十一條** 前二條の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

**第四百三十二條** 第四百二十四條、第四百二十六條及び第四百二十七條の規定は、第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合にこれを準用する。

**第四百三十三條** この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に對しては、第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

**第四百三十四條** 第四百二十三條、第四百二十四條及び第四百二十六條の規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、前條第一項の抗告についてこれを準用する。

### 第四編 再審

**第四百三十五條** 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に對して、その言渡を受

けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 原判決の證據となつた證據書類又は證據物が確定判決により偽造又は變造であつたことが證明されたとき。

二 原判決の證據となつた證言、鑑定、通譯又は翻譯が確定判決により虚偽であつたことが證明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により證明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の證據となつた裁判が確定裁判により變更されたとき。

五 特許權、實用新案權、意匠權又は商標權を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その權利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に對して無罪若しくは免訴を言渡し、刑の言渡を受けた者に對して刑の

免除を言い渡し、又は原判決において認められたより軽い罪を認めるべき明らかな證據をあらたに發見したとき。

七 原判決に關與した裁判官、原判決の證據となつた證據書類の作成に關與した裁判官又は原判決の證據となつた書面を作成し若しくは供述をした檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により證明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に對して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事實を知らなかつたときに限る。

第四百三十六條 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に對して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 前條第一號又は第二號に規定する事由があるとき。

第四百三十八條 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四百三十九條 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

- 一 檢察官
- 二 有罪の言渡を受けた者
- 三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び補佐人
- 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第四百三十五條第七號又は第四百三十六條第一項第二號に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、檢察官でなければこれを行うことができない。

第四百四十條 檢察官以外の者は、再審の請求をする場合には、辯護人を選任することができる。前項の規定による辯護人の選任は再審の判決があるまでその効力を有する。

二 原判決又はその證據となつた證據書類の作成に關與した裁判官について前條第七號に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に對して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に對しては、再審の請求をすることはできない。第一審又は第二審の確定判決に對して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に對しては、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七條 前二條の規定に従い、確定判決により犯罪が證明されたことを再審の請求の理由とするときは、その事實を證明して再審の請求をすることができる。但し、證據がないという理由によつて確定判決を得ることが出来ないときは、この限りでない。

第四百四十一條 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これを行うことができる。

第四百四十二條 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に對應する檢察廳の檢察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十三條 再審の請求は、これを取り下げることができない。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四條 第三百六十六條の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五條 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議體の構成員に再審の請求の理由について、事實の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官

は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六條 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七條 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八條 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九條 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに對して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第一審又は第二審の判決に對する上告を棄却した判

に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることが出来る。但し、辯護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が辯護人を選任しないときは、裁判長は、職權で辯護人を附しなければならない。

第四百五十二條 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三條 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

### 第五編 非常上告

第四百五十四條 検事総長は、判決が確定した後その

決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに對して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十條 第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十一條 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九條の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

左の場合には、第三百十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第三號の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前

事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができる。

第四百五十五條 非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならない。

第四百五十六條 公判期日には、檢察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七條 非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八條 非常上告が理由のあるときは、左の區別に従い、判決をしなければならない。

一 原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のために不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二 訴訟手續が法令に違反したときは、その違反した手續を破棄する。

第四百五十九條 非常上告の判決は、前條第一號但書



の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

**第四百六十條** 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に關しては、事實の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三條第二項の規定を準用する。

### 第六編 略式手続

**第四百六十一條** 簡易裁判所は、檢察官の請求により、その管轄に屬する事件について、公判前、略式命令で、五千圓以下の罰金又は料金を科することができる。この場合には、刑の執行猶豫をし、沒收を科し、その他附隨の處分をすることができる。

略式命令は、被疑者が檢察官から略式命令の請求を

その告知を受けた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面で行う。これをしなければならぬ。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにその旨を檢察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

**第四百六十六條** 正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることができる。

**第四百六十七條** 第三百五十三條、第三百五十五條乃至第三百五十七條及び第三百五十九條乃至第三百六十五條の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを準用する。

**第四百六十八條** 正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は請求權の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に對しては、即時抗告をすることができる。正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。この場合には、

することを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がないときに限り、これを行うことができる。

**第四百六十二條** 略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

**第四百六十三條** 前條の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれを行うことが相當でないものであると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。但し、裁判所法第三十三條第二項の場合には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

**第四百六十四條** 略式命令には、罪となるべき事實、適用した法令、科すべき刑及び附隨の處分並びに略式命令の告知があつた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならない。

**第四百六十五條** 略式命令を受けた者又は檢察官は、

第四百六十三條但書の規定を準用する。前項前段の場合においては、略式命令に拘束されない。

**第四百六十九條** 正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失う。

**第四百七十條** 略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

### 第七編 裁判の執行

**第四百七十一條** 裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

**第四百七十二條** 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に對應する檢察廳の檢察官がこれを指揮する。但し、第七十條第一項但書の場合、第八八條第一項但

書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に對應する檢察廳の檢察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に對應する檢察廳に在るときは、その裁判所に對應する檢察廳の檢察官が、これを指揮する。

**第四百七十三條** 裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならぬ。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをする事ができる。

**第四百七十四條** 二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。但し、最高檢察廳の檢察官は、檢察總長の、その他の檢察官は、檢察長の許可を得て、重い刑の執行を停止して、他の代理者とともに、これに署名押印しなければならぬ。

ない。

**第四百七十九條** 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合に於ては、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務總裁の命令がなければ、執行することはできない。

**第四百七十五條** 第二項の規定は、前項の命令についてこれを準用する。この場合において、判決確定の日とあるのは、心神喪失の状態が回復した日又は出産の日と読み替へるものとする。

**第四百八十條** 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に對應する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受け

の刑の執行をさせることができる。

**第四百七十五條** 死刑の執行は、法務總裁の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならぬ。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手續が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に對する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

**第四百七十六條** 法務總裁が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならぬ。

**第四百七十七條** 死刑は、檢察官、檢察事務官及び監獄の長又はその代理者の立會の上、これを執行しなければならぬ。

檢察官又は監獄の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

**第四百七十八條** 死刑の執行に立ち會つた檢察事務官は、執行始末書を作り、檢察官及び監獄の長又はそ

の者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

**第四百八十一條** 前條の規定により刑の執行を停止した場合に於ては、檢察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共團體の長に引き渡し、病院その他の適當な場所に入れさせなければならぬ。

刑の執行を停止された者は、前項の處分があるまでこれを監獄に留置し、その期間を刑期に算入する。

**第四百八十二條** 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に對應する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて執行を停止することができる。但し、最

高檢察廳の檢察官にあつては、檢察總長の、その他の檢察官にあつては、檢察長の許可を得なければならぬ。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、

又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二年齢七十年以上であるとき。

三 受胎後百五十日以上であるとき。

四 出産後六十日を経過しないとき。

五 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。

六 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

七 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

八 その他重大な事由があるとき。

第四百八十三條 第五百條に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負擔を命ずる裁判の執行は、その申立についての裁判が確定するまで停止される。

第四百八十四條 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、檢察官は、執

行のためこれ呼び出さなければならぬ。呼出に應じないときは、收監狀を發しなければならぬ。

第四百八十五條 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が逃亡したとき、又は逃亡する虞があるときは、檢察官は、直ちに收監狀を發し、又は司法警察員にこれを發せしめることができる。

第四百八十六條 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者の現在地が判らないときは、檢察官は、檢事長にその收監を請求することができる。

請求を受けた檢事長は、その管内の檢察官に收監狀を發せしめなければならない。

第四百八十七條 收監狀には、刑の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他收監に必要な事項を記載し、檢察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八條 收監狀は、勾引狀と同一の効力を有する。

第四百八十九條 收監狀の執行については、勾引狀の

執行に關する規定を準用する。

第四百九十條 罰金、科料、沒收、追徴、過料、沒取、訴訟費用、費用賠償又は假納付の裁判は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第四百九十一條 沒收又は租税その他の公課若しくは專賣に關する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相続財産についてこれを執行することができる。

第四百九十二條 法人に對して罰金、科料、沒收又は追徴を言い渡した場合に、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したときは、合併の後存する法人又は合併によつて設立された法人に對して執行することができる。

第四百九十三條 第一審と第二審とにおいて、假納付の裁判があつた場合に、第一審の假納付の裁判について既に執行があつたときは、その執行は、これを第二審の假納付の裁判で納付を命ぜられた金額の限度において、第二審の假納付の裁判についての執行とみなす。

前項の場合において、第一審の假納付の裁判の執行によつて得た金額が第二審の假納付の裁判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十四條 假納付の裁判の執行があつた後に、罰金、科料又は追徴の裁判が確定したときは、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

い。

**第四百九十五條** 上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。

一 検察官が上訴を申し立てたとき。

二 検察官以外の者が上訴を申立てた場合においてその上訴審において原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の二十圓に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

**第四百九十六條** 没收物は、検察官がこれを處分しなければならぬ。

**第四百九十七條** 没收を執行した後三箇月以内に、權利を有する者が没收物の交付を請求したときは、検察官は、破壊し、又は廢棄すべき物を除いては、これを交付しなければならぬ。

没收物を處分した後前項の請求があつた場合には、検察官は、公賣によつて得た代價を交付しなければならぬ。

**第四百九十八條** 偽造し、又は變造された物を返還する場合には、偽造又は變造の部分その物に表示しなければならぬ。

偽造し、又は變造された物が押收されていなくとも、これを提出させて、前項に規定する手續をしなければならぬ。但し、その物が公務所に屬するときは、偽造又は變造の部分を公務所に通知して相當な處分をさせなければならぬ。

**第四百九十九條** 押收物の還付を受けるべき者の住所が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を官報で公告しなければならぬ。

公告をしたときから六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は、國庫に歸屬する。

前項の期間内でも、價值のない物は、これを廢棄

し、保管に不便な物は、これを公賣してその代價を保管することができる。

**第五百條** 訴訟費用の負擔を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負擔を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

前項の申立は、訴訟費用の負擔を命ずる裁判が確定した後十日以内にこれをしなければならぬ。

**第五百一條** 刑の言渡を受けた者は、裁判の解釋について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釋を求め申立をすることができる。

**第五百二條** 裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人が、執行に關し検察官のした處分を不當とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。

**第五百三條** 前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることができる。

**第三百六十六條**の規定は、前三條の申立及びその取下についてこれを準用する。

**第五百四條** 第五百條乃至第五百二條の申立についてした決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第五百五條** 罰金又は料金を完納することができない場合における勞務場留置の執行については、刑の執行に關する規定を準用する。

**第五百六條** 第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を受ける者の負擔とし、民事訴訟に關する法令の規定に準じて、執行と同時にこれを取り立てなければならぬ。

## 附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

民事訴訟法の一部を改正する法律

# 民事訴訟法の一部を改正

する法律(昭和二十三年法律第百四十九號)  
(昭和二十三年七月十二日公布)

民事訴訟法の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目録中

「第一章地方裁判所ノ訴訟手續

第一節 訴

第二節 辯論ノ準備

第三節 證據

第一款 總則

第二款 證人訊問

第三款 鑑定

第四款 書證

第五款 檢證

第六款 當事者訊問

第七款 證據保全

第二章 區裁判所ノ訴訟手續」

を

「第一章 訴

第二章 辯論及其ノ準備

第三章 證據

第一節 總則

第二節 證人訊問

第三節 鑑定

第四節 書證

第五節 檢證

第六節 當事者訊問

第七節 證據保全

第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特則」

に改める。

「判事」を「裁判官」に、「受託判事」を「受託裁判官」に、「執達吏」を「執行吏」に、「陪席判事」を「陪席裁判官」に、「受命判事」を「受命裁判官」に、「登記判事」を「登記官吏」に改める。

第三條中「東京市」を「最高裁判所ノ定ムル地」に

改める。

第七條中「軍人、軍屬又ハ」を削り、「軍用ノ艦船ノ所在地又ハ艦船ノ本籍若ハ船籍」を「船舶ノ船籍」に改める。

第二十二條第一項中「裁判所構成法」を「裁判所法」に、同條第二項中「千圓」を「五千圓」に改める。

第二十四條第一項第一号中「及裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リテ之ニ代ルヘキ裁判所」を削る。

第三十條に次の一項を加える。

地方裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄區域内ノ簡易裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ニ付自ら審理及裁判ヲ爲スコトヲ得但シ訴ニ付專屬管轄ノ定ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第三十一條ノ二** 簡易裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ其ノ專屬管轄ニ屬スルモノヲ除クノ外申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴

訟ノ全部又ハ一部ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ移送スルコトヲ得

**第三十三條** 移送ノ裁判及移送ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

**第三十五條第一号中**「妻」を「配偶者」に、同條第二号中「若ハ三親等内ノ姻族」を、「三親等内ノ姻族若ハ同居ノ親族」に、同條第三号中、「保佐人又ハ戸主若ハ家族」を「又ハ保佐人」に改める。

**第三十九條** 合議體ノ構成員タル裁判官及地方裁判所ノ一人ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判官所屬ノ裁判所カ、簡易裁判所ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所カ決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

前項ノ裁判ハ地方裁判所ニ於テハ合議體ニ於テ之ヲ爲ス

**第四十三條中**「監督權アル判事」を「監督權アル裁判所」に改める。

**第四十四條** 本節ノ規定ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス此

ノ場合ニ於テハ裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲シ簡易裁判所ノ書記ノ回避ノ許可ハ其ノ裁判所ノ裁判所

法第三十七條ニ規定スル裁判官之ヲ爲ス

第五十條中、「妻」を削り、「保佐人ノ同意、夫ノ許可又ハ親族會ノ同意」を「保佐人又ハ後見監督人ノ同意」に改める。

第七十九條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第一百四十四條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ口頭辯論ヲ經スシテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス

第一百四十四條に次の一項を加える。  
第一項ノ規定ハ當事者カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セサル場合ニ之ヲ準用ス但シ口頭辯論期日ニ出頭セサル當事者カ公示送達ニ依ル呼出ヲ受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百四十三條中「其ノ席次ニ從ヒ順次」を削る。

第一百五十一條第一項中「閱覽若ハ」を削り、同項を

第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項及び第二項として、次の二項を加える。

何人モ訴訟記録ノ閱覽ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得但シ訴訟記録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラス

公開ヲ禁止シタル口頭辯論ニ係ル訴訟記録ニ付テハ當事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ニ限り前項ノ規定ニ依ル請求ヲ爲スコトヲ得

第六十一條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

**第六十七條** 削除

**第六十七條** 削除

第八十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項ヲ第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

外國ニ於テ爲スヘキ送達ニ付爲シタル公示送達ニ在リテハ前項ノ期間ハ之ヲ六週間トス

第八十一條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改

める。

第百八十七條に次の一項を加える。

單獨ノ裁判官ノ更迭アリタル場合ニ於テ從前訊問ヲ爲シタル證人ニ付當事者カ更ニ訊問ヲ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス合議體ノ裁判官ノ過半数カ更迭シタル場合ニ於テ從前訊問ヲ爲シタル證人ニ付當事者カ更ニ訊問ノ申出ヲ爲シタルトキ亦同シ

**第百九十三條ノ二** 判決カ法令ニ違背シタルコトヲ發見シタルトキハ裁判所ハ其ノ言渡後一週間内ニ限り變更ノ判決ヲ爲スコトヲ得但シ判決確定シタルトキ又ハ判決ヲ變更スル爲事件ニ付尙辯論ヲ爲ス必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス  
變更ノ判決ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲ス  
前項ノ判決ノ言渡期日ノ呼出ニ於テハ公示送達ニ依ル場合ヲ除クノ外呼出狀ヲ送達ヲ受クヘキ者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場所ニ宛テ發シタル時ニ於テ其ノ送達アリタルモノト看做ス

第百四十九條に次の一項を加える。

第百四十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第一編第四章第四節中第百七十七條の次に次の一條を加える。

**第百七十七條ノ二** 判決以外ノ裁判ハ判事補單獨ニテ之ヲ爲スコトヲ得  
第二編中「第一章 地方裁判所ノ訴訟手續」を「第一章 訴訟」に、「第三節 辯論ノ準備」を「第二章 辯論及其ノ準備」に改める。

**第百四十九條** 裁判所ハ訴訟ニ付合議體ニ於テ審理ヲ爲ス場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ受命裁判官ニ依リ訴訟ノ全部若ハ一部又ハ或争點ノミニ口頭辯論ノ準備手續ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得  
第二編中「第三節 證據」を「第三章 證據 第一款 總則」を「第一節 總則」に改める。

**第百六十一條 削除**  
第百六十五條第一項中「部員」を「合議體ノ構成員」に、「區裁判所」を「地方裁判所若ハ簡易裁判

所」に、同條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改める。

第百六十九條中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第二編中「第二款 證人訊問」を「第二節 證人訊問」に改める。

**第百七十三條** 内閣總理大臣其ノ他ノ國務大臣又ハ其ノ職ニ在リタル者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ内閣ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第百七十四條中「貴族院若ハ衆議院」を「衆議院若ハ參議院」に改める。

**第百七十七條** 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且五千圓以下ノ過料ニ處ス、此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

**第百七十七條ノ二** 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭

セサルトキハ五千圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ罰金及拘留ヲ併科スルコトヲ得

第百八十條第一号中「證人ノ家ノ戸主但シ親族ニ付テハ親族關係カ止ミタル後亦同シ」を「證人ト此等ノ親族關係アリタル者」に改める。

**第百八十四條** 證言拒絶ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後證人カ故ナク證言ヲ拒ムトキハ第百七十七條及第百七十七條ノ二ノ規定ヲ準用ス

**第百九十三條** 第百七十七條、第百七十七條ノ二、第百八十二條及第百八十三條ノ規定ハ證人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス

第百九十八條及び第百九十九條を削り、第百九十四條を第百九十六條とし、以下第百九十七條まで順次二條ずつ繰り下げる。

**第百九十四條** 證人ハ其ノ訊問ノ申出ヲ爲シタル當事者先ツ之ヲ訊問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ當事者之ヲ訊問スルコトヲ得



裁判長ハ當事者ノ訊問ノ終リタル後證人ヲ訊問スルコトヲ得

裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ自ら訊問シ又ハ當事者ノ訊問ヲ許スコトヲ得

當事者ノ訊問カ既ニ爲シタル訊問ト重複スルトキ、争點ニ關係ナキ事項ニ互ルトキ其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ制限スルコトヲ得

陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ證人ヲ訊問スルコトヲ得

第二百九十五條 當事者ハ前條ノ規定ニ依ル訊問ノ許否又ハ制限ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所異議ニ付裁判ヲ爲ス

第三百條中「前條第二項」を「第二百九十五條」に改める。

第二編中「第三款 鑑定」を「第三節 鑑定」に改める。

第三百一條中「前款」を「前節」に改める。

第三百十條第一項中「本款」を「本節」に改める。

第二編中「第四款 書證」を「第四節 書證」に改める。

第三百四十三條中「本節」を「本章」に改める。

第三百四十四條中「區裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改める。

第二編第三章第七節中第三百五十一條の次に次の一條を加える。

第三百五十一條ノ二 證據保全ノ手續ニ於テ訊問シタル證人ニ付當事者カ口頭辯論ニ於ケル訊問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス

第二編中「第二章 區裁判所ノ訴訟手續」を「第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特別」に改める。

第三百五十二條 簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手續ニ依リ迅速ニ紛議ヲ解決スルモノトス

第三百五十五條第一項及び第三百五十六條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第三百五十六條ノ二 期日ニ於ケル呼出ハ第五百五十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之

る。

第三百十八條、第三百二十八條第二項及び第三百三十一條第一項中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第三百三十二條中「本款」を「本節」に改める。

第二編中「第五款 檢證」を「第五節 檢證」に改める。

第三百三十五條第二項中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第二編中「第六款 當事者訊問」を「第六節 當事者訊問」に改める。

第三百三十九條第一項中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第三百四十二條中「第二百九十五條及第二百九十七條乃至」を「第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十七條、第二百九十九條及」に、「本款」を「本節」に改める。

第二編中「第七款 證據保全」を「第七節 證據保全」に改める。

ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セサル當事者、證人又ハ鑑定人ニ對シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因ル不利益ヲ歸スルコトヲ得ス

第三百五十八條 第三百三十八條ノ規定ハ原告又ハ被告カ口頭辯論續行ノ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ本案ノ辯論ヲ爲ササル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十八條ノ二 調書ハ當事者ニ異議アル場合ヲ除クノ外裁判官ノ許可アルトキハ之ニ記載スヘキ事項ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ハ口頭辯論ノ方式ニ關スル規定ノ遵守並和解、認諾、拋棄、取下及自由ニ付テハ之ヲ適用セ

ス

第三百五十八條ノ三 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代ヘ書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十八條ノ四 裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ和解ヲ試ミルニ付司法委員ヲシテ補助ヲ爲サシメ又ハ司法委員ヲシテ審理ニ立會ハシメ事件ニ付其ノ

コトヲ得

意見ヲ徴スルコトヲ得

**第三百五十八條ノ五** 司法委員ノ員數ハ各事件ニ付一人以上トス

司法委員ハ毎年豫メ地方裁判所ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス  
前項ノ規定ニ依リ選任セララル者ノ資格、員數其ノ他同項ノ選任ニ關シ必要ナル事項ハ最高裁判所之ヲ定ム

**第三百五十八條ノ六** 司法委員ニ對シテハ最高裁判所ノ定ムル額ノ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

**第三百六十條第二項**を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第一項を次のように改める。

控訴ハ地方裁判所カ第一審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但シ終局判決後當事者雙方共ニ上告ヲ爲ス權利ヲ留保シテ控訴ヲ爲ササル旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百七十八條中「第一章」の下に「乃至第三章」を加える。

第三百八十三條に次の一項を加える。

第一百四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第三百八十四條ノ二** 前條第一項ノ規定ニ依リ控訴ヲ棄却スル場合ニ於テ控訴人カ訴訟ノ完結ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ控訴ヲ提起シタルモノト認ムルトキハ控訴裁判所ハ之ニ對シテ控訴狀ニ貼用スヘキ印紙金額ノ十倍以下ノ金銭ノ納付ヲ命スルコトヲ得  
前項ノ裁判ハ判決主文ニ之ヲ掲クルコトヲ要ス

第一項ノ裁判ハ本案判決ヲ變更スル判決ノ言渡ニ因リ其ノ効力ヲ失フ

上告裁判所ハ上告ヲ棄却スル場合ニ於テモ第一項ノ裁判ヲ變更スルコトヲ得

**第三百九十三條** 上告ハ高等裁判所カ第二審又ハ第一審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ高等裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

百三條中原判決トアルハ之ヲ地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決トス

**第四百九條ノ四** 上告裁判所ノ判決ニ對シテハ其ノ判決カ法令ニ違背スルコトヲ理由トスル場合ニ限り其ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

**第四百九條ノ五** 異議ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス但シ其ノ期間前申立テタル異議ノ効力ヲ妨ケス  
前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

**第四百九條ノ六** 異議ヲ理由アリトスルトキハ上告裁判所ハ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ要ス  
異議ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第九十三條ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第四百十二條第三項中**「大審院」を「最高裁判所又ハ高等裁判所」に改める。

**第三百六十條第一項**但書ノ場合ニ於テハ地方裁判所ノ判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、簡易裁判所ノ判決ニ對シテハ高等裁判所ニ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得

**第四百六條ノ二** 高等裁判所カ上告裁判所タル場合ニ於テ最高裁判所ノ定ムル事由アルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ最高裁判所ニ移送スルコトヲ要ス

**第四百八條第二号中**「通常裁判所」を「裁判所」に改める。

第三編第二章中第四百九條の次に次の二條を加える。

**第四百九條ノ二** 高等裁判所カ上告審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ其ノ判決ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ更ニ上告ヲ爲スコトヲ得

**第四百九條ノ三** 前條ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニハ其ノ性質ニ反セサル限り第二審又ハ第一審ノ終局判決ニ對スル上告ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四

第三編第三章第四百十九條の次に次の二條を加える。

第四百十九條ノ二 不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及命令ニ對シテハ其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所カ爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ特ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ抗告ノ提起期間ハ五日トス  
前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

第四百十九條ノ三 前條ノ抗告及之ニ關スル訴訟手續

ニハ第四百十八條第二項ノ規定ヲ準用スルノ外其ノ性質ニ反セサル限り第四百九條ノ二ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニ關スル規定ヲ準用ス

第四百三十一條、第四百四十一條及第四百四十二條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第四百九十八條中「故障」を「異議」に改め、「上訴」の下に「(第四百九條ノ二ノ上告ヲ除ク)」を加える。

第五百條第一項中「再審」を「第四百九條ノ二ノ上告ノ提起アルトキ又ハ再審」に改める。

第五百十三條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百十四條第二項中「區裁判所又ハ」を削る。

第五百二十七條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百三十條 削除

第五百三十一條第二項中「區裁判所書記」を「地方裁判所書記」に改める。

第五百三十六條第二項後段を削る。

第五百三十七條中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第五百四十三條第一項及び第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百四十九條第三項後段を削る。

第五百五十三條 削除

第五百五十六條 削除

第五百六十條中「第五百五十八條」を「第五百二十九條、第五百三十一條乃至第五百五十二條、第五百

五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條」に改める。

第五百六十一條第三項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第五百六十一條ノ二中「過料ノ裁判」の下に「及ヒ第三百八十四條ノ二第一項ノ裁判」を加える。

第五百六十二條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百七十條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改め、「文武ノ」を削る。

第五百九十五條第一項及び第六百十六條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第六百十八條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改め、「文武ノ」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

第三及ヒ第四 削除

同條第二項を次のように改める。

第一號、第五號及第六號ニ掲ケル收入ニ付テハ一ケ年間ニ受ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ限リ之ヲ差押フルコトヲ得但シ差押ニ因リ債務者カ其生活上窮迫ノ状態ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其二分ノ一ニ達スルマテ之ヲ差押フルコトヲ得

第六百十八條ノ二 第五百七十條ノ二ノ規定ハ前條第二項本文ノ規定ニ依リ差押ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第六百二十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第六百二十九條第二項中「裁判所書記課」を「裁判所」に改める。

第六百三十五條 異議ヲ申立テタル債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之ヲ管轄ス

第六百四十一條第一項、第七百十八條、第七百二十五條及び第七百二十六條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七百三十一條第三項中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第七百三十九條並びに第七百六十一條第一項及び第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七百六十四條第二項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第七百九十九條第二項中「ノ書記課」を削る。

第八百五條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、舊法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

第四條 新法第七十九條第一項但書及び第二項の規定は、地方裁判所が裁判所法施行令第三條第一項の規定に基いて従前の例によれば區裁判所の權限に屬する事件を取り扱う場合にこれを準用する。

第五條 新法施行前に舊法によつて過料に處すべき行為をした者で新法施行の際まだその裁判を受けていないものは、舊法により處罰する。

第六條 東京高等裁判所が裁判所法施行令第四條の規定により裁判權を有する事件についてした終局判決については、新法第三百九十三條の規定は、これを適用しない。

前項の終局判決については、新法第四百九條ノ二及び第四百九條ノ三の規定を準用する。

第七條 昭和二十年法律第四十六号の一部を次のように改正する。

附 則

第一條 この法律中、附則第八條の規定を除くその他の規定は、昭和二十四年一月一日から、附則第八條の規定は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第二條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民事訴訟法をいい、舊法とは、従前の民事訴訟法をいう。

第三條 新法は、特別の定のある場合を除いては、新

附則第二項中「第五條」を削る。

第八條 昭和二十二年法律第七十五号の一部を次のように改正する。

第八條を削る。

附則第二項中「昭和二十三年七月十五日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。

民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件  
印紙法の一部を改正する法律

# 民事訴訟用印紙法及び商事非訴訟事件印紙法の一部を改正する法律

(昭和二十三年法律第百一號)  
(昭和二十三年七月六日公布)

第一條 民事訴訟用印紙法(明治二十三年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中

「訴訟物ノ價格金五圓マテ	二十五錢
同 十圓マテ	四十錢
同 二十圓マテ	八十錢
同 五十圓マテ	一圓八十錢
同 七十五圓マテ	二圓五十錢
同 百圓マテ	三圓五十錢
同 二百五十圓マテ	七圓
同 五百圓マテ	十二圓
同 七百五十圓マテ	十五圓
同 千圓マテ	十八圓

同 二千五百圓マテ	二十五圓
同 五千圓マテ	三十圓
同 五千圓以上八千圓ニ達スル毎ニ三圓ヲ加フ	

「訴訟物ノ價格金五百圓マテ 十五圓  
 二千圓マテ 三十圓  
 五千圓マテ 五十圓  
 五千圓ヲ超ユルモノハ五千圓ヲ超エ十萬圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ十圓マテノ部分ニ付テハ千圓ヲ超エ五十萬圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ七圓、五十萬圓ヲ超ユル部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ五圓ヲ加フ」に改める。

第三條第一項中「百圓」を「六千圓」に改める。  
 第六條中「支拂命令ノ申立ニシテ訴訟物ノ價格十圓以下ナル場合ニ於テハ二十錢ノ印紙ヲ十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ」を「支拂命令ノ申立ニハ」に改める。

この法律は、公布の後三十日を経過した日から、これを施行する。

第六條ノ二中「二十圓」を「五千圓」に、「二十錢」を「五圓」に、「四十錢」を「十圓」に改める。  
第六條ノ三中「二十圓」を「五千圓」に、「五十錢」を「十圓」に、「一圓」を「二十圓」に改め、同條第二号を次のように改める。

二 削除

同條第五号を次のように改める。

五 削除

第十條中「二十圓」を「五千圓」に、「二十錢」を「五圓」に、「二十五錢」を「七圓」に改める。  
第十六條中「二十圓」を「五千圓」に、「二十錢」を「五圓」に、「二十五錢」を「七圓」に、「五十錢」を「十圓」に「一圓」を「二十圓」に改める。

第二條、商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第十六號）の一部を次のように改正する。

第二條中「二圓」を「二十圓」に改める。

第三條中「二十五錢」を「七圓」に改める。

附 則

行政事件訴訟特例法

## 行政事件訴訟特例法

(昭和二十三年法律第八十一號)  
(昭和二十三年七月一日公布)

**第一條** 行政廳の違法な處分の取消又は變更に係る訴訟その他公法上の權利關係に關する訴訟については、この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。

**第二條** 行政廳の違法な處分の取消又は變更を求める訴は、その處分に對し法令の規定により訴願、審査の請求、異議の申立その他行政廳に對する不服の申立(以下單に訴願という。)のできる場合には、それに対する裁決、決定その他の處分(以下單に裁決という。)を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴願の提起があつた日から三箇月を経過したとき、又は訴願の裁決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正當な事由があるときは、訴願の裁決を経ないで、訴を提起

することができる。

**第三條** 前條の訴は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、處分をした行政廳を被告としてこれを提起しなければならない。

**第四條** 第二條の訴は被告である行政廳の所在地の裁判所の專屬管轄とする。

**第五條** 第二條の訴は、處分のおつたことを知つた日から六箇月以内に、これを提起しなければならない。

前項の期間は、これを不變期間とする。

處分の日から一年を経過したときは、第二條の訴を提起することができない。但し、正當な事由に因りこの期間内に訴を提起することができなかつたことを疎明したときは、この限りではない。

第一項及び前項の期間は、處分につき訴願の裁決を経た場合には、訴願の裁決のあつたことを知つた日又は訴願の裁決の日から、これを起算する。

第一項及び第三項の規定は、他の法律に特別の定の



ある場合には、これを適用しない。

**第六條** 第二條の訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求（以下関連請求という）に係る訴に限り、これを併合することができる。第二條の訴の第一審裁判所が高等裁判所である場合において、前項の規定による訴の併合をするには、関連請求に係る訴の被告の同意を得なければならぬ。被告が異議を述べないで、本案について辯論をし、又は準備手続において申述をしたときは、訴の併合に同意したものとみなす。

**第七條** 第二條の訴において、原告は、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴訟の係屬中被告を変更することができる。但し原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

前項の規定により被告を変更したときは、期間の遵守については、あらたな被告に対する訴は、最初に訴を提起した時にこれを提起したものとみなす。

第一項の規定により被告を変更したときは、従前の

被告に對しては、訴の取下があつたものとみなす。

**第八條** 裁判所は、必要と認めるときは、職權で決定を以て、訴訟の結果について利害關係のある行政廳その他の第三者を訴訟に参加させることができる。裁判所は、前項の決定をするには、當事者及び第三者の意見を聴かなければならない。

**第九條** 裁判所は、公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、職權で證據調をすることができる。但し、その證據調の結果について、當事者の意見を聴かなければならない。

**第十條** 第二條の訴の提起は、處分の執行を停止しない。

第二條の訴の提起があつた場合において、處分の執行に因り生ずべき償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立に因り又は職權で、決定を以て、處分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し、執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のある

とき及び内閣總理大臣が異議を述べたときは、この限りでない。

前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならぬ。

第二項の決定は、口頭辯論を経ないでこれを行うことができる。但し、予め當事者の意見を聴かなければならない。

第二項の決定に對しては、不服を申立てることができない。

裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。

行政廳の處分については、假處分に關する民事訴訟法の規定は、これを適用しない。

**第十一條** 第二條の訴の提起のあつた場合において、處分は違法ではあるが、一切の事情を考慮して、處分を取り消し、又は變更することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。

前項の規定による裁判には、處分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならぬ。

**第一項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。**

**第十二條** 確定判決は、その事件について關係の行政廳を拘束する。

#### 附 則

この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

この法律は、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、民事訴訟法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

昭和二十二年三月一日前に制定された法律は、第五條第五項の規定の適用については、これを同條同項の他の法律でないものとみなす。

この法律施行前から進行を始めた昭和二十二年法律第七十五号第八條但書の期間については、なほ、同法を適用する。

商法の一部を改正する法律

# 商法の一部を改正する法律

(昭和二十三年法律第四百十八號)  
(昭和二十三年七月十二日公布)

商法(明治三十二年法律第四八号)の一部を次のように改正する。

第一百七十條第一項中「第一回」を「株金全額」に改める。

第一百七十一條第二項を削り、同條第三項中「第一回」を「株金」に改める。

第一百七十二條中「第一回」を「株金」に改める。

第一百七十五條第二項第四号を次のように改める。

## 四 削除

第一百七十七條第一項中「第一回」を「株金全額」に改める。

第百八十八條第二項第五号を次のように改める。

## 五 削除

第二百一條第一項中「又ハ讓受ケ」及び「又ハ株主」を削り、同條第二項中「又ハ讓受ケ」を削る。

第二百二條第二項中「五十圓」を「二十圓」に改め、但書を削る。

第二百八條第二項を削る。

第二百九條第三項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第二百十三條乃至第二百二十一條 削除

第二百二十三條第三号を次のように改める。

## 三 削除

第二百二十四條第三項中「従前ノ株主、株式ノ讓渡人」を削る。

第二百二十五條を削る。

第二百二十七條第一項中「株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付」を削る。

第二百九十三條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第二百九十七條第一項及び第二項中「拂込ミタル株

金額」を「資本ノ總額」に改める。  
第三百一一條第二項第十号中「及拂込ミタル株金」を削る。

第三百四十七條 削除

第三百五十條第四号を次のように改める。

四 削 除

第三百五十七條第二項第三号を次のように改める。

三 削 除

第三百六十五條第一項を削る。

第三百七十四條第二項中「又ハ未拂込株金額ノ拂込」を削り、同條第三項中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第三百七十九條第一項の下に左の但書を加え、同條第二項中「第二百十四條第一項但書及」を削る。

但シ競賣ニ代ヘ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ賣却スルコトヲ妨グズ

第三百八十一條第一項中「拂込株金額」を「資本」に改める。

第三百九十二條及び第三百九十三條 削除  
第四百九條第二号及び第四百十條第二号中、「數及拂込金額」を「及數」に改める。

第四百十六條第四項中「第一項」を削る。

第四百二十五條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第四百三十條第一項中「第二百二十六條」を「第二百二十五條」に改める。

第四百五十六條第一項中「第三百九十二條、第三百九十三條」を削る。

第四百六十條第二項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四百六十五條第一号中「第二号乃至」の下に「第四号第六号乃至」を加える。

第四百九十七條中「若ハ譲受ケタル者又ハ株式ノ讓渡ヲ假裝シ」を削る。

第四百九十八條第十六号を次のように改める。

十六 削 除

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の規定をいい、舊法とは、従前の規定をいう。

第三條 新法施行の際、株金全額の拂込の完了していない株式に關しては、新法施行後もなお舊法を適用する。新法施行前に行われた設立又は資本増加の際引受のあつた株式で一時に全額を拂い込ませないものに關しても、また同様である。

第四條 前條第一項に規定する株式については、會社は新法施行の日から二年内に株金全額拂込済のものとするため、株金の拂込をなさしめ、又は資本を減少する等必要な措置を講じなければならない。

前項に規定する期間内に、同項に定める措置を講じなかつた場合における措置に關しては、別に法律を

以てこれを定める。

第五條 舊法第二百九十七條第一項第二項及び第三百一一條第十号の規定は、株金全額の拂込の完了していない株式のある會社の社債の發行に關しては、新法施行後も、なおその効力を有する。

第六條 新法施行の際、他の法令中に商法の規定を準用する旨定められた規定がある場合においては、その規定は、既に引受のあつた株式又は出資についてのみに新法施行後もなお舊法を準用するものとし、その限りにおいて舊法はなおその効力を有する。

有限會社法等の一部を改正する法律

## 有限會社法等の一部を改正する法律

(昭和二十三年法律第五十一號)  
(昭和二十三年七月十二日公布)

**第一條** 有限會社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項及び第六十一條第一項中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第六十七條第二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

**第二條** 非訴事件手續法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改める。

第二百二十六條第一項中「第二百十四條第一項但書」を削り、「及第三百七十四條第二項」を「第三百七十四條第二項及第三百七十九條第一項」に改める。

第三百三十二條ノ三中「第二百十四條第一項但書」を

「第三百七十九條第一項」に改め、「第三百七十九條第二項及ヒ」を削る。

第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條ノ四十六  
削除

第三百三十八條ノ十五中「第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條ノ四十六」を削る。

### 附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の施行前、有限會社が有限會社法第六十七條第一項に規定する組織變更の決議をした場合においては、その組織變更については、同法の従前の規定を適用する。

商法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第四百十八号)附則の規定により改正前の商法を適用する場合に關しては、非訴事件手續法の従前の規定を適用する。

新法令集 第四集

昭和二十三年九月十日 印刷  
昭和二十三年九月十五日 發行

刑民刑  
政事政  
事件事  
訴訟訴  
特訟訟  
例法法  
法法法

定價 金百參拾圓

編輯兼  
發行人

東京都文京區丸山福山町十番地  
星野完城  
東京都千代田區霞ヶ關一丁目一番地  
日本辯護士協會

發行所

印刷所

栃木縣足利市旭町五四八

足利紙工株式會社印刷工場

印刷人

栃木縣足利市旭町五四八  
森正二

取次所

東京都千代田區西神田二ノ二七番地  
自由出版株式會社



法政圖第一課  
33.9.5  
調查立法考査局



國立  
國會圖書館  
24.2.25  
定期刊  
行物誌

